

2 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく施策の実施状況

県では、三重県子ども条例の基本理念もふまえ、平成26年度に少子化対策、子ども・子育て施策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(第一期プラン)(平成27年度～令和元年度)を策定しました。令和元年度には、第一期プランに引き続き「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像とし、基本的な考え方として、課題解決のためにさまざまな主体と「協創」し、その「協創」をより進めるために、「縁を育む、縁で支える」(「孤立」「孤独」にさせない)という視点を各取組の方向性として取り入れるとした「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(計画期間:令和2年度～6年度)を策定しました。第二期プランでは、2つの総合目標と11の重点的な取組に数値目標を設定し、多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議との連携も図りながら、少子化対策を進めるための機運の醸成を図るとともに、基本的な考え方のもと、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージごとに切れ目のない取組を進めているところです。

(1) ライフステージごとの主な取組状況と今後の取組方向

子ども・思春期

思春期世代の子どもやその家族が抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法等を学ぶ「思春期保健指導セミナー」を開催したほか、コロナ禍で増加した若年層の予期しない妊娠に関する相談に対応するため、SNS相談窓口を開設しました。今後も、思春期の性の悩みや予期しない妊娠、妊婦健診未受診などで妊娠等に悩みを抱える若年層を支援するため、相談体制を強化する必要があります。

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、関係機関と連携して教育の支援、生活の支援などに総合的に取り組むとともに、子どもの貧困対策に取り組む団体等の支援を行いました。引き続き、具体的な取組を着実に推進していくため、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体と連携を強化していく必要があります。

児童相談所の対応力の強化のため、県内全ての児童相談所でAIを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始したほか、児童相談所の体制の見直し等を行いました。児童虐待相談対応件数が増加する中、専門職の増員など、一層の対応力強化を進める必要があります。また、社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、「子ども家庭総合支援拠点」の設置や要保護児童対策地域協議会の運営を支援するため、市町へアドバイザーを派遣しました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。

「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内に2カ所設置し、里親交流会等の実施により、里親家庭の支援や新規登録に向けた普及啓発を行いました。引き続き、里親委託の推進等に向け、フォスタリング機関の整備を進める必要があります。また、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。

「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、「ありがとうの一行詩コンクール」を実施するとともに、県民(住民、企業・団体)が主体的に子育て支援活動に関わる機会の創出につながる取組の実施に向けた検討をしました。また、「三重県子ども条例」の基本理念の一つである「子どもを権利の主体として尊重すること」をふまえ、子どもからの相談を受け付ける「こどもほっとダイヤル」に取り組んだほか、コロナ禍においてもWeb上

で子育てのヒントを学ぶことができるよう、「家庭教育応援Web講座」を開設しました。今後は、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会創出の具体化や、子ども自身が子どもの権利について学び、意見を表明する機会をつくる必要があります。

「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの防止に取り組むために、各事業者や団体、個人がいじめの防止に向けて主体的に活動する三重県いじめ防止応援サポーターの登録（484 事業所・団体・個人）を進めました。4月のいじめ防止強化月間は新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間中のため十分な活動ができませんでした。11月には各学校で「いじめを許さない」という意思を示すピンクシャツ運動や、児童生徒がいじめ防止について考え話し合う活動を進めるなど、いじめ防止に向けた機運を高める取組を行いました。今後、地域の中で子どもたちと日常的に関わる団体等を訪問し、サポーターへの登録を促します。

有害情報の氾濫やインターネット上でのトラブルの増加をふまえ、学校等へ赴き出張講座を実施するなど、子どものスマートフォンやインターネットの適正利用の啓発に取り組みました。今後も関係機関と連携し、子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境から社会全体で子どもを保護し、健全な育成を図る必要があります。

若者／結婚

県内企業への就職を促進するため、三重労働局等の関係機関と連携しながら、おしごと広場みえにおいてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供したほか、合同企業説明会を開催しました。また、新たな県外大学との就職支援協定締結を進めたほか、締結大学と県内企業との意見交換会を初めて開催しました。

学生が県内企業の魅力を知り、就職につなげることができるよう、「みえの企業まるわかりNAV」(ウェブサイト)による情報発信を進めるとともに、県内企業のインターンシップを促進するため、『みえ』のインターンシップ情報サイトの運営を開始しました。

離職者や転職希望者等の県内への就職・定着を進めるため、県内企業の求人情報が検索・参照できる『みえ』の仕事マッチングサイトの活用を図るとともに、オンラインによる就職・転職セミナーや、職場見学など、多様な支援メニューを準備しました。

就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く人や長期無業状態にある人が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、専用相談窓口「マイチャレ三重」を開設し、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と連携しながら、相談から就職までの切れ目ない支援に取り組むとともに、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓しました。

引き続き、これらの取組を充実させ、県内企業の認知度向上や就職促進につなげるとともに、若者や不本意非正規雇用者等が安定した経済基盤を確立できるよう支援していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いに関するイベントが自粛される中、「みえ出逢いサポートセンター」において、結婚を希望する方への丁寧な相談対応を継続するとともに、市町における出張相談会の開催や、新たな生活様式に応じた出会いイベント開催の支援等に取り組みました。コロナ禍においても、結婚を望む方に対して、安全で信頼度が高い出会いの場を提供するため、市町や企業、団体等が行う「新たな日常」に応じた出会いイベントの開催等を支援するとともに、これらの団体等が連携した取組を促進し、より広域的な出会いの場の確保と情報提供を進めます。

妊娠・出産

これまでの特定不妊治療費等の助成に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、不妊治療の継続が難しくなった方への治療費助成を行うなど経済的支援を実施するとともに、不妊専門相談センターの相談時間を延長して精神的な支援を拡充しました。今後も不妊に悩む方が孤立することがないように、より当事者目線での寄り添った支援が必要です。

不妊治療と仕事の両立のための環境づくりを推進するため、企業の人事担当者等を対象に講演会やセミナーを開催し、治療への理解促進や企業の取組事例の紹介などを行いました。また、企業内で当事者に寄り添った支援ができる人材を養成するため、不妊症サポーター養成講座を開催しました。今後も職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進する必要があります。

「出産・育児まるっとサポートみえ(三重県版ネウボラ)」の取組として、産後ケア事業や産前・産後サポート事業に従事する保健師等専門職を対象とした研修会や母子保健コーディネーターの育成を行いました。また、新型コロナウイルスに感染した妊婦に対し、退院後、自身や新生児の健康、出産後の育児への不安などを相談できるよう、助産師や保健師等の訪問による専門的な相談支援を行いました。今後も産後ケア事業等に取り組み、妊産婦に寄り添った支援を行う必要があります。

安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー(すくすく号)の運用に対する支援を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」による電話相談を実施しました。周産期死亡率のさらなる改善に向け、引き続き取組を進めていく必要があります。

子育て

待機児童を解消するため、保育所等の整備への支援や低年齢児保育の充実を図る市町への支援を行いました。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談や新任保育士の就業継続支援研修、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修を実施するとともに、保育士修学資金等の貸付を行いました。あわせて、保育所等が働きやすい職場となるよう、Webサイトにおける求人情報や職場改善に取り組む保育所の紹介などの情報発信、働き方改革コーディネーターのモデル保育所への派遣等を行いました。

さらに、保育士等の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修や、病児・病後児保育の施設整備や運営の支援を行いました。今後も、保育人材の確保等を通じて、質の高い教育・保育の取組を支援していく必要があります。

個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人を支援しました。また、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための新任研修や園内研修への支援等を実施しました。引き続き、就学前教育を担う人材の資質向上に努めていく必要があります。

「新しい生活様式における父親の子育ての工夫等」をテーマにした写真等の募集・表彰や、「パートナーと一緒にする育児」をテーマとした、NEXT親世代である高校生と知事とのトークの新たな実施など、男性の育児参画の推進に取り組みました。また、「とるだけ育休」など、男性の育児参画における課題に対応するため、民間企業等と連携し、主に子育て中の男性を対象としたオンラインワークショップを試行しました。引き続き、男性の育児参画の推進に向けた気運醸成を行うとともに、男性の育児参画の「質の向上」を図る必要があります。

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、医療的

ケア児・者コーディネーターを養成するとともに、各支援ネットワークにおけるスーパーバイズ機能の推進等の多職種連携・人材育成に取り組みました。引き続き、医療、保健および教育等の分野と福祉が連携し、地域での受け皿整備に取り組む必要があります。

「第四期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、三重県母子・父子福祉センターを中心にひとり親家庭の親への就業支援を行うとともに、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境の整備や子どもの学習支援を行う市町への補助を行いました。ひとり親家庭の自立に向けた支援や、身近な地域で学習支援が受けられるよう働きかけるなど、取組を進めていく必要があります。

発達障がいのある子どもへの地域における支援体制を強化するため、県立子ども心身発達医療センターにおいて、地域の小児科医等を対象に連続講座を開催しました。また、地域の医療機関や市町の相談支援窓口、児童発達支援事業所などによる「発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業」を進め、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組みました。さらに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合支援窓口との連携や専門的な人材育成を行うとともに、「CLM (Check List in Mie) と個別指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入推進に取り組みました。引き続き、地域の医療・福祉機関等との連携を深めるとともに、支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、同計画の導入を促進する必要があります。

特別支援学校のセンター的機能として、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成について、小・中・高等学校等の教員に対して助言などを行いました。かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携して発達障がい支援に関する研修を実施しました。また、通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座を実施し、子どもたちへの指導と支援について理解を深めました。特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍する可能性があることや、通級による指導を担当する、経験の浅い教員の指導と支援の専門性の向上を図る必要があることから、教員の指導の実践力に応じた研修会を開催するなど、発達障がい支援に係る専門性の向上を図る必要があります。

働き方

誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、健康経営の視点も入れながら、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進めました。また、時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、テレワークに関する相談窓口を設置するとともに、導入を検討している県内中小企業に対し、アドバイザーの派遣を行いました。今後も県内で広く「働き方改革」が進むよう取り組むとともに、労働力不足が深刻な業種等を対象に、課題解決に向けたさらなる取組が必要です。

働く意欲のある女性が、希望する形で就労することができるよう、オンラインを活用したスキルアップ研修等を実施し、女性の再就職を支援しました。引き続き、一人ひとりのニーズに合わせて就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に、就労継続の意識啓発を進めていく必要があります。

環境の整備等

通学路等の安全確保のため、学校安全アドバイザーによる通学路等の安全点検や登下校の安全対策に係る学校への助言を実施しました。また、拠点校の高校において、地域の小中学生が交通安全や防犯について自ら考え、学ぶことができる教材を作成しました。今後は、学校、保護者（PTA）、地域住民、警察等、地域による学校安全推進体制の構築に向

け、市町教育委員会と連携し、学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーを核とした取組を進めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症に起因する相談に対応するため、相談員の増員や相談日の拡充など、「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）」の相談体制を強化しました。また、感染症関連情報をはじめ、外国人住民が必要とする行政・生活情報を多言語で提供しました。引き続き、相談体制の充実や適切な情報提供に努める必要があります。

外国人児童生徒の就学を促進するため、就学状況を把握するとともに、ポルトガル語、スペイン語など7カ国語に対応した就学パンフレットの作成・配付を行いました。夜間中学等の就学機会確保のあり方を検討する委員会を設置のうえ、学びの場に関するニーズ調査を実施し、今後の方向性をとりまとめました。

外国人児童生徒巡回相談員を各市町や小中学校に派遣し、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応や日本語で学習する力の習得、保護者への支援を行うとともに、令和2年度から新たに翻訳等を担う外国人児童生徒巡回支援員の配置や、児童生徒がオンラインで日本語教育の授業を受けられるよう取組を進めました。高校においては、外国人生徒支援専門員を新型コロナウイルス感染症対策として2名増員のうえ拠点校に配置し、外国人生徒や保護者へ学習支援や進路相談などの支援を行いました。また、外国人生徒が将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学や就職に関するセミナーを実施するとともに、就職アドバイザーが求人開拓や進路相談等の就職支援を行いました。

(2) 重点的な取組の進展度

11の重点的な取組の進展度について、重点目標の達成度合いや取組実績等により総合的に4段階で判断したところ、😊(進んだ)と評価した取組は5項目、😄(ある程度進んだ)は4項目で、😞(あまり進まなかった)と評価した取組は「子どもの貧困対策」「幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援」の2項目でした。なお、😞(進まなかった)は該当ありませんでした。

重点的な取組	進展度
	R2
子どもの貧困対策	😞 (あまり進まなかった)
児童虐待の防止	😊 (進んだ)
社会的養育の推進	😄 (ある程度進んだ)
若者等の雇用対策	😄 (ある程度進んだ)
不妊に悩む家族への支援	😄 (ある程度進んだ)
切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	😊 (進んだ)
周産期医療体制の充実	😊 (進んだ)
幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援	😞 (あまり進まなかった)
男性の育児参画の推進	😄 (ある程度進んだ)
発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援	😊 (進んだ)
仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進	😊 (進んだ)

※重点的な取組の進展度の判断基準

区分	重点目標の達成率(達成状況)
😊 進んだ	100% (1.00)
😄 ある程度進んだ	85%以上100%未満 (0.85以上1.00未満)
😞 あまり進まなかった	70%以上85%未満 (0.7以上0.85未満)
😞 進まなかった	70%未満 (0.7未満)

重点目標の達成率(重点目標が複数ある場合は単純平均)の結果により、4段階に区分したうえで、モニタリング指標の動向や取組実績等の情報をもとに、総合的に進展度を判断します。

(3) 総合目標

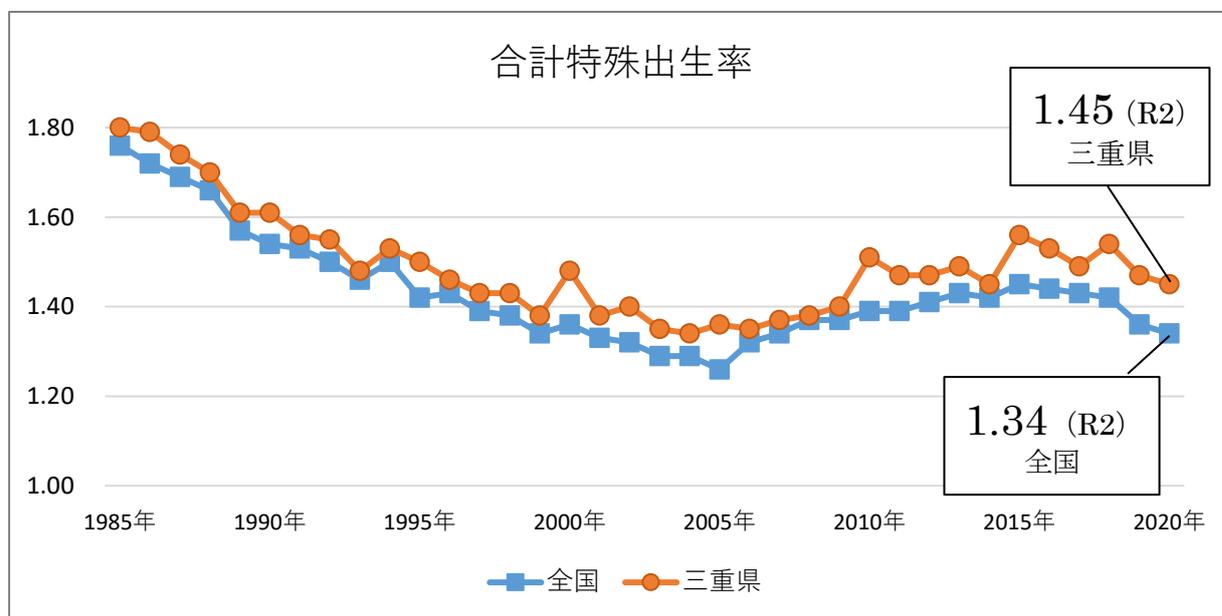
総合目標	現状値	2年度実績	3年度実績	4年度実績	5年度実績	目標値
合計特殊出生率	1.47 (R元年)	1.45 (概数) (R2年)				1.8台 (2020年代 半ば)
「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている」と感じる県民の割合	51.2% (R元年度)	56.2%				63.5% (令和6年度)

①合計特殊出生率

本県の合計特殊出生率は1.45（令和2（2020）年）で、前年より0.02ポイント減少しました。全国は1.34で、本県の合計特殊出生率は全国より高いものの、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の目標である1.8台（県民の皆さんの結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準「希望出生率」）とはかい離があります。

近年の婚姻率の低下、雇用情勢、子育て環境など、個人を取り巻くさまざまな要因に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあると考えられることから、引き続き、出会いの支援、若者の県内定着や雇用環境の改善、子育てしやすい環境づくり、妊娠・出産の支援など、幅広い視点からの少子化対策をさまざまな主体と協創しながら進めていく必要があります。

図表 1 合計特殊出生率の推移【人口動態統計】



※2020年は概数

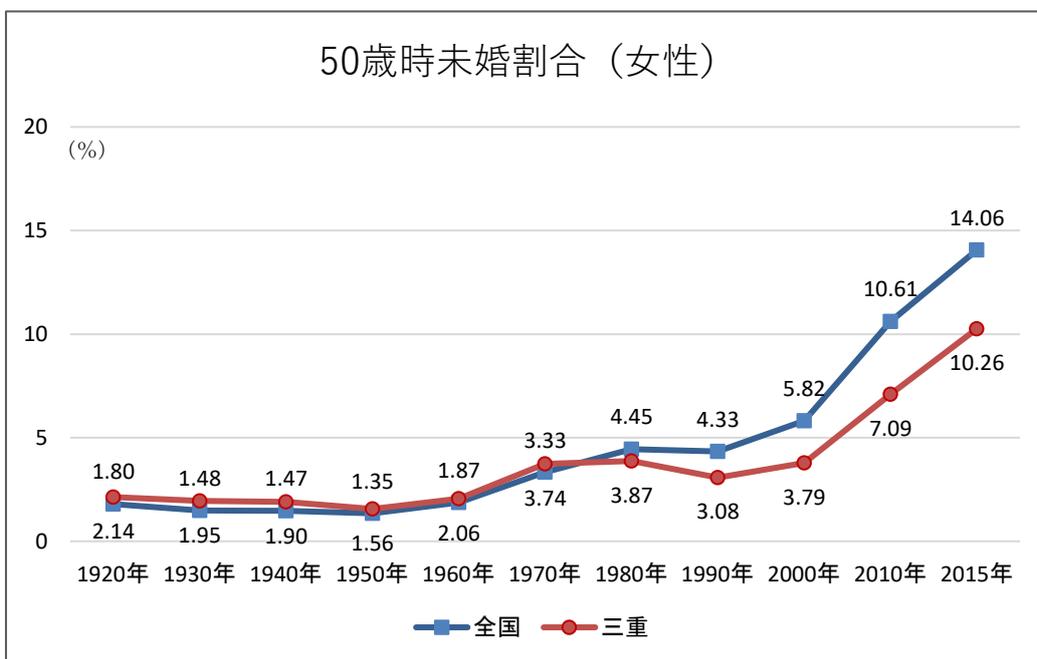
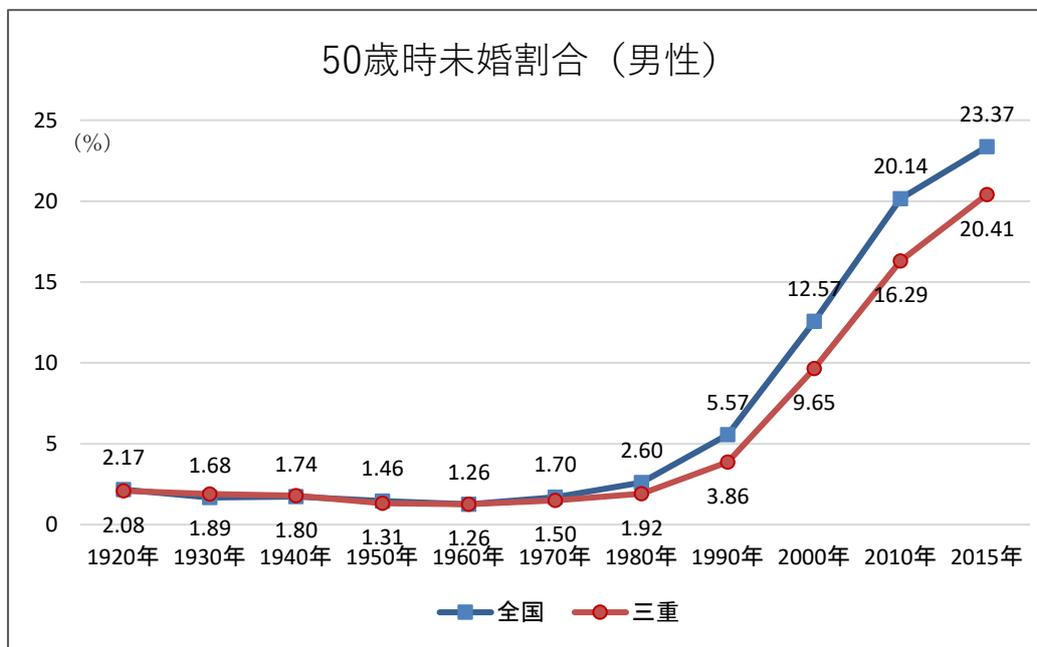
出生率の変化は、結婚行動の変化と結婚後の出産行動の変化という2つの要因が大きいと言われています。

以下では、国等のデータに加えて、県が実施した「みえ県民意識調査」の結果等を用いながら考察を行います。

○結婚についての意識や行動

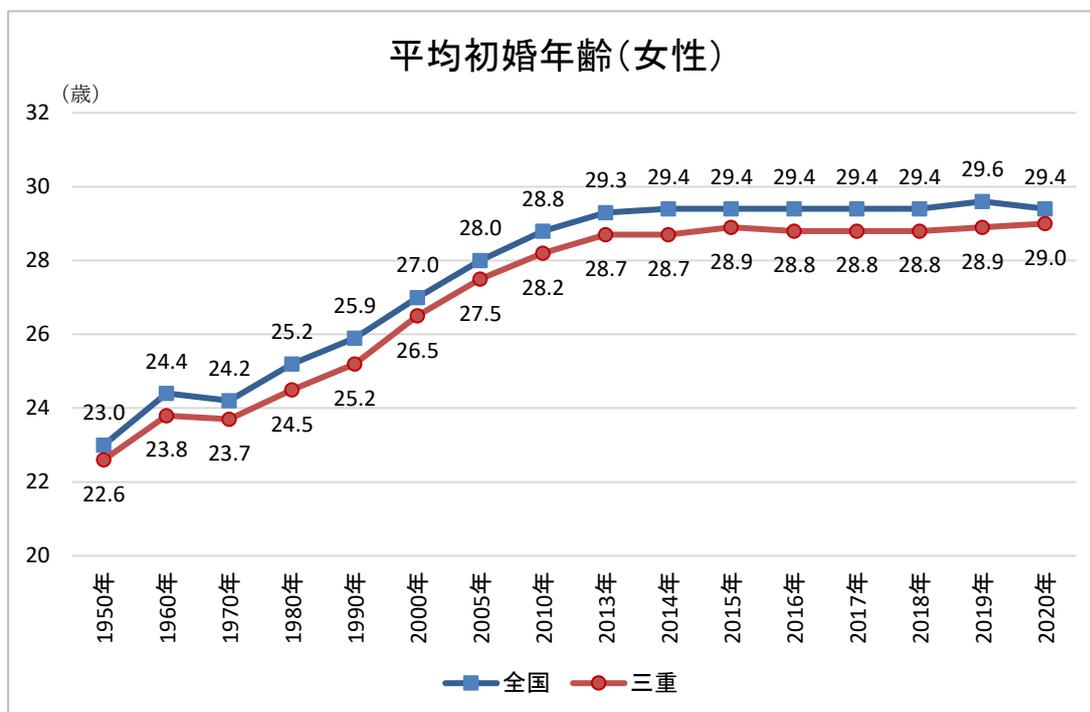
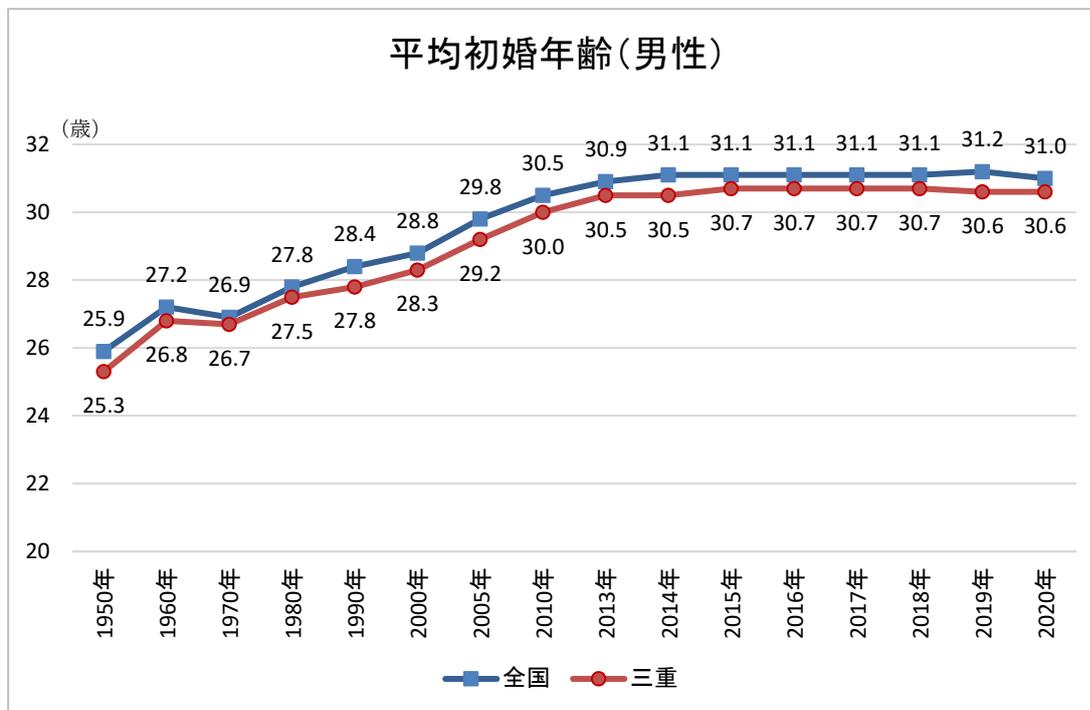
三重県の50歳時未婚割合は、男女とも全国より低い水準であるものの上昇傾向にあります。平成27（2015）年において、男性で約5人に1人、女性で約10人に1人が未婚となっています。

図表2 50歳時未婚割合の推移【国勢調査】



晩婚化の指標である平均初婚年齢は過去30年以上にわたり上昇し、ここ数年は男女とも高止まり状態となっています。三重県が実施した「結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査」(平成29年度)では、理想の結婚年齢は平均で男性が29.3歳、女性が27.4歳であり、令和2(2020)年の平均初婚年齢とは男性で1.3歳、女性で1.6歳の差があり、理想との間でギャップが生じています。

図表3 平均初婚年齢の推移【人口動態統計】

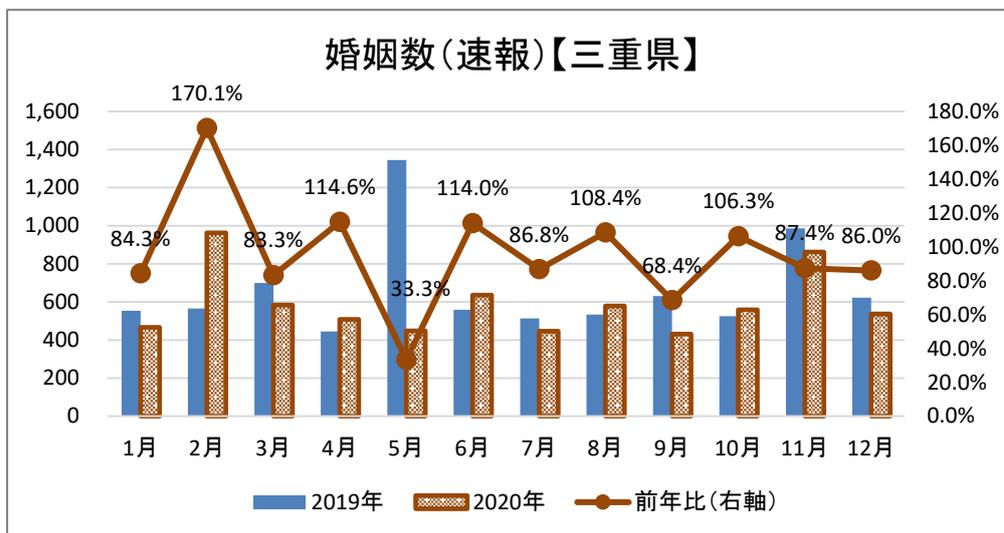


※2020年は概数

令和2（2020）年の婚姻数（速報）は、全国、三重県とも前年（令和元（2019）年）より減少しており、三重県は前年比 88.0% となっています。新型コロナウイルス感染症による出会いの機会の減少や雇用環境、経済状況の悪化などの影響も考えられますが、令和元年において改元を契機とした「令和婚」の影響も大きいと考えられ、現時点では感染症がどの程度影響したかは分かりません。

父母が結婚生活に入ってから4年間での第1子出生が80%以上という調査結果もあり、婚姻数の減少は、令和3年以降の出生数の減少にもつながる可能性があります。

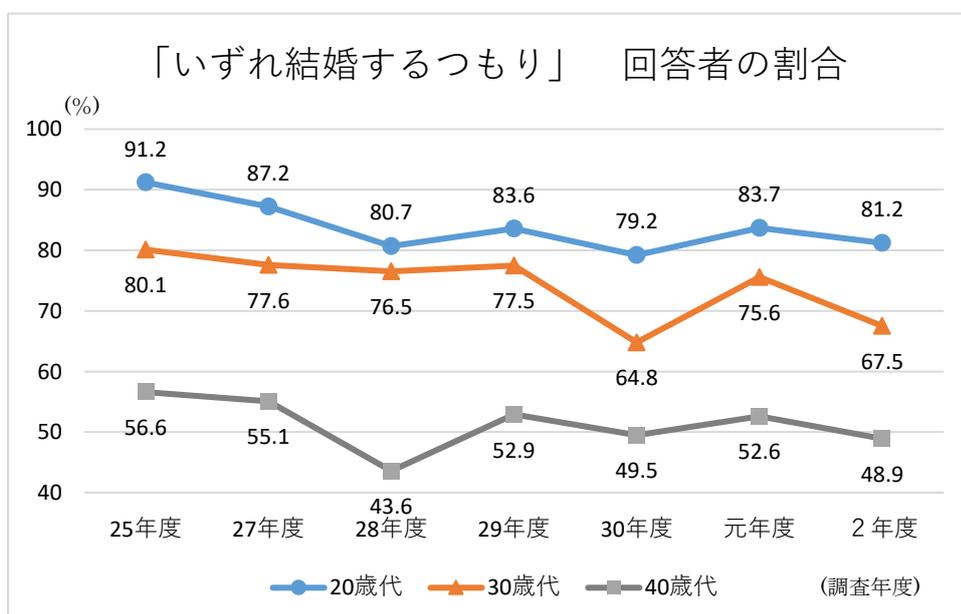
図表4 三重県の婚姻数（速報）【人口動態統計】



また、第10回みえ県民意識調査（令和2（2020）年度）によると、20歳代～40歳代の未婚者における結婚に対する考えは、いずれの年代においても令和元（2019）年度より減少しています。

新型コロナウイルスの影響により、出会い支援団体や市町等が開催する出会いイベント等が自粛され、出会いの機会が減少したこと、経済状況の悪化による収入や雇用の不安が広がったことなども、今回の意識調査結果（「いずれ結婚するつもり」回答割合の低下）に反映されたことが考えられます。

図表5 未婚者における年代別「いずれ結婚するつもり」の回答者の割合【みえ県民意識調査】



※設問「今後の人生を通して考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか。

『1 いずれ結婚するつもり』『2 結婚するつもりはない』の回答割合。

平成29年度～令和2年度調査においては、20歳代の割合は18～19歳の回答を含みます。

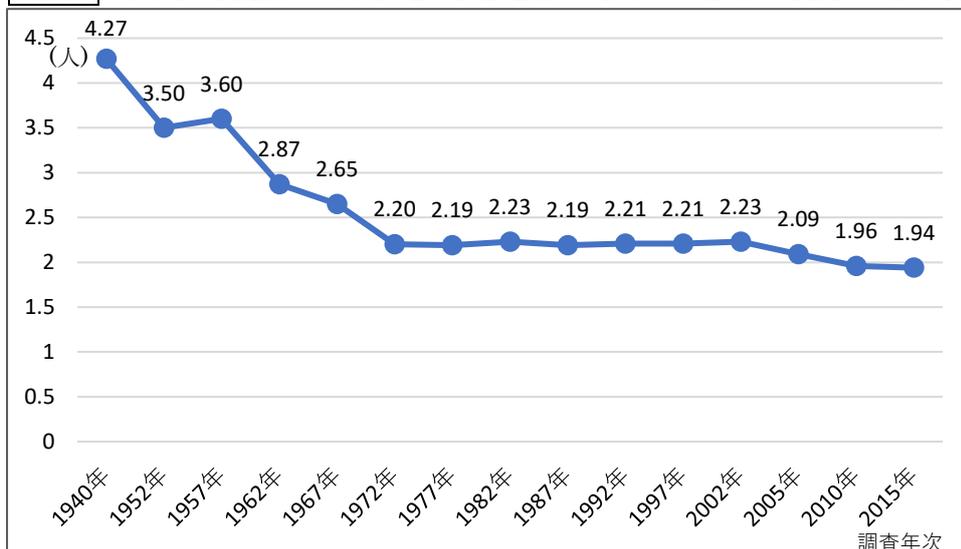
平成26年度調査においては、同調査項目はありません。

○結婚後に子どもを持つことについて

日本では婚姻関係にある夫婦から生まれた子（嫡出子）の割合が高く、非嫡出子（婚外子）の割合は数％です。（非嫡出子の割合：令和元（2019）年 2.3％（人口動態統計））

有配偶者の出生状況について、夫婦の完結出生児数（全国）を見ると、1970年代～2002年まで2.2人前後で安定的に推移していましたが、2010年には2人を切り、直近の2015年には過去最低である1.94人になっています。

図表6 夫婦の完結出生児数【全国】【第15回出生動向基本調査（夫婦調査）（2015年）】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）

※対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦（出生子供数不詳を除く）。各調査の年は調査を実施した年です。

これまでの「みえ県民意識調査」を見ると、有配偶者の理想の子どもの数は2.5人に対して、調査時点における有配偶者の子どもの数は2.0人前後であり、理想と実際の子ども数にはギャップがあります。

図表7 有配偶者における理想の子どもの数、子どもの数【みえ県民意識調査】

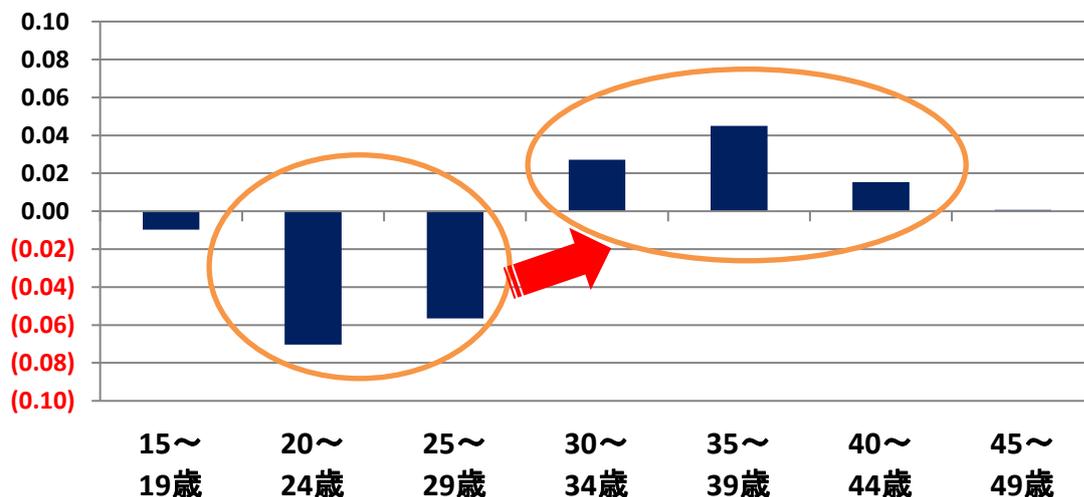
調査年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
理想の子どもの数 (平均人数)	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
子どもの数 (平均人数)	1.9	2.0	2.0	2.0	1.8 (18歳未満)	1.8 (18歳未満)
					2.1 (18歳以上)	2.0 (18歳以上)

第10回調査（令和2年度）において、実際の子どもの数が理想の数より少ない理由として有配偶者が挙げたものは、回答の上位から、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（81.6%）、「仕事と子育てを両立できる職場環境ではないから」（58.4%）、「子どもを育てる環境（保育所、学校など）が整っていないから」（27.0%）、「ほしいけれどもできないから」（21.5%）となっています。上位項目は過去から変わっていませんが、「子どもを育てる環境（保育所、学校など）が整っていないから」は前回調査（令和元年度）より5.4%減少しており、県が市町とともに取り組んできた保育環境の整備等が結果に表れてきていることが考えられます。

三重県の合計特殊出生率の女性年齢（5歳階級）別の変化（令和元（2019）年と平成22（2010）年の比較）を見ると、令和元年の合計特殊出生率（1.47）より9年前の平成22年の合計特殊出生率（1.51）の方が高いが、女性年齢（5歳階級）別の合計特殊出生率の増減について、30歳以降では令和元年の方が高くなっており、晩産化していることが見てとれます。

図表8 女性年齢（5歳階級）別にみた合計特殊出生率の増減（令和元年－平成22年）

【人口動態統計等により県が作成】

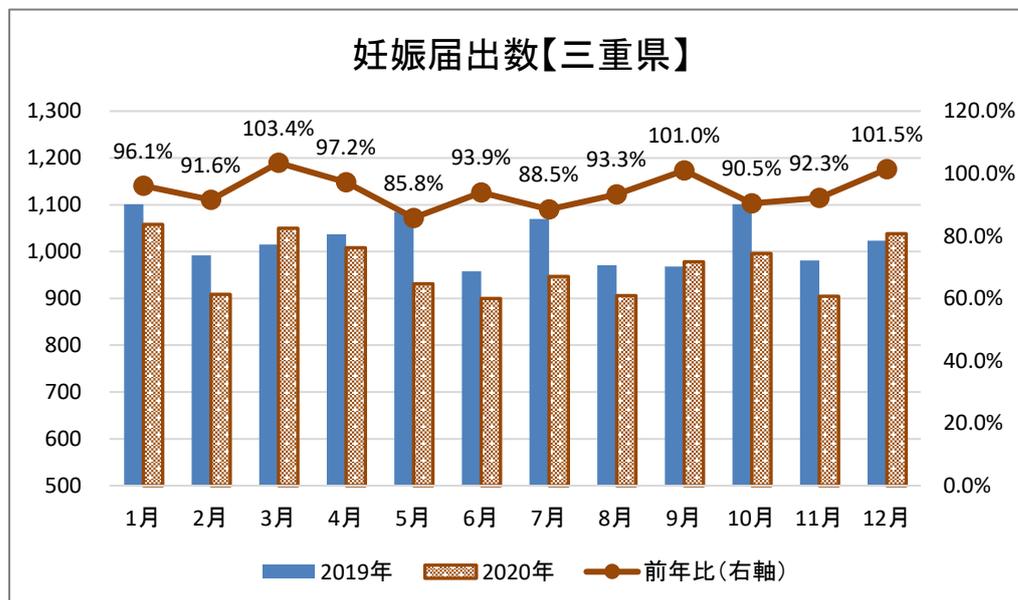


新型コロナウイルス感染症による出生への影響について、三重県の令和2（2020）年の妊娠届出数は前年比94.5%（▲5.5%）となっており、大きく減少しています。

妊娠届は、多くの妊婦が妊娠11週（約3カ月）までに自治体に届け出るものであり、令和2年1月以降の国内における新型コロナウイルス感染症拡大や、令和2年4月の緊急事態宣言（1回目）以降の時期における受胎が減少していることから、新型コロナウイルス感染症による出産環境や雇用情勢の悪化が影響していると考えられます。

妊娠届は7～8カ月後の出生数に反映されることから、令和2年の届出数の減少は、令和2年末から令和3（2021）年にかけての出生数に表れてきます。

図表9 三重県の妊娠届出数【三重県調べ】



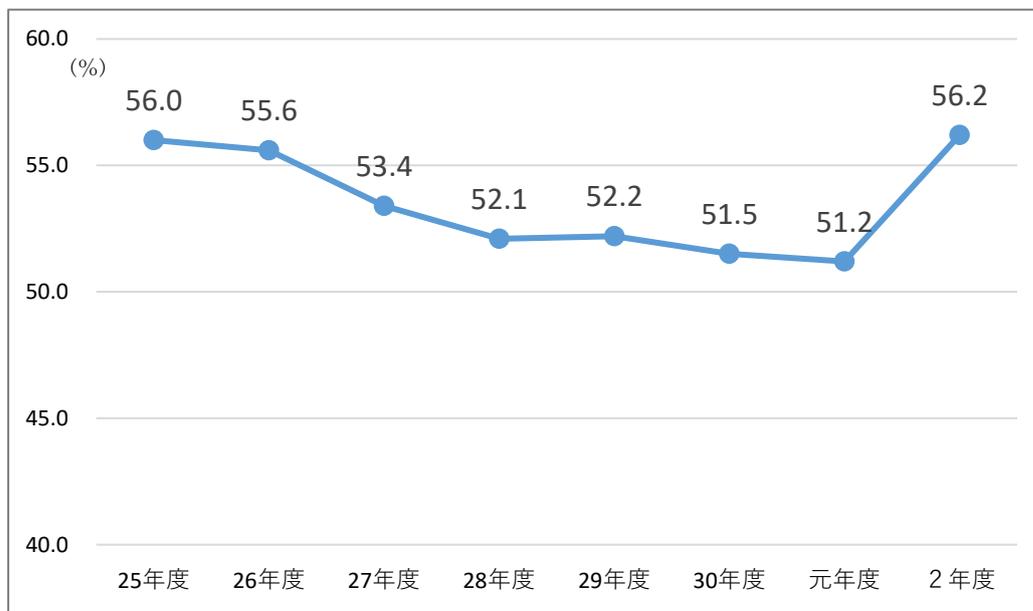
②地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合

第10回みえ県民意識調査（令和2（2020）年度）によると「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は56.2%で、前年度実績51.2%より5.0ポイント上昇し、これまでの同調査で最高となりました。

コロナ禍で子どもが家庭で過ごす時間が増えたため、特に子育て世代において子どもの育ちに目が向くことが増えたこと、地域において子ども食堂をはじめ子どもや子育て家庭への支援が広がり、子どもへの関心が高まったことなどが理由として考えられます。

図表10 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合の推移

【みえ県民意識調査】



※「感じる」「どちらかといえば感じる」割合の合計

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」を属性別に見ると、図表11のとおりです。

性別では、女性のほうが男性より過年度から実感している割合が高くなっていますが、令和2年度では女性のほうが上昇幅が大きく、その差が開いています。

年代別では、令和2年度において、特に30歳代、40歳代、50歳代の上昇幅が大きくなっています。

職業等別では、経年で見て高い方から専業主婦・主夫、パート・バイト・派遣、正規職員はずっと変わっていませんが、令和2年度においては専業主婦・主夫と正規社員が大きく上昇しています。

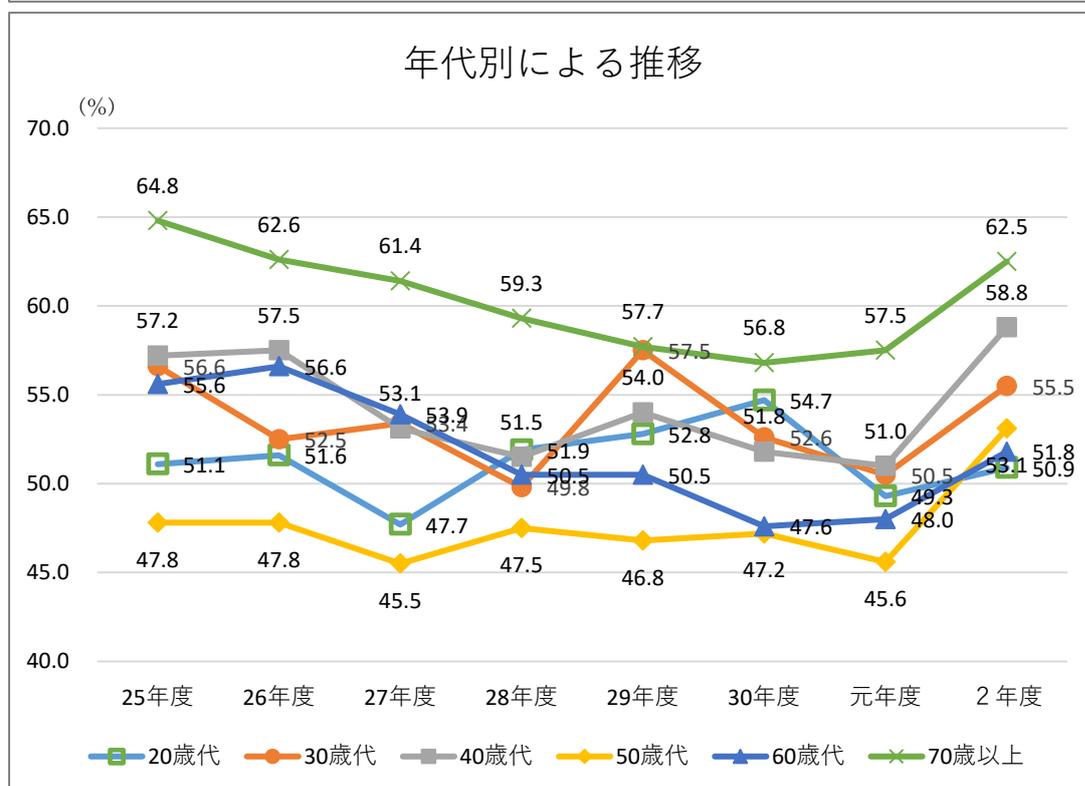
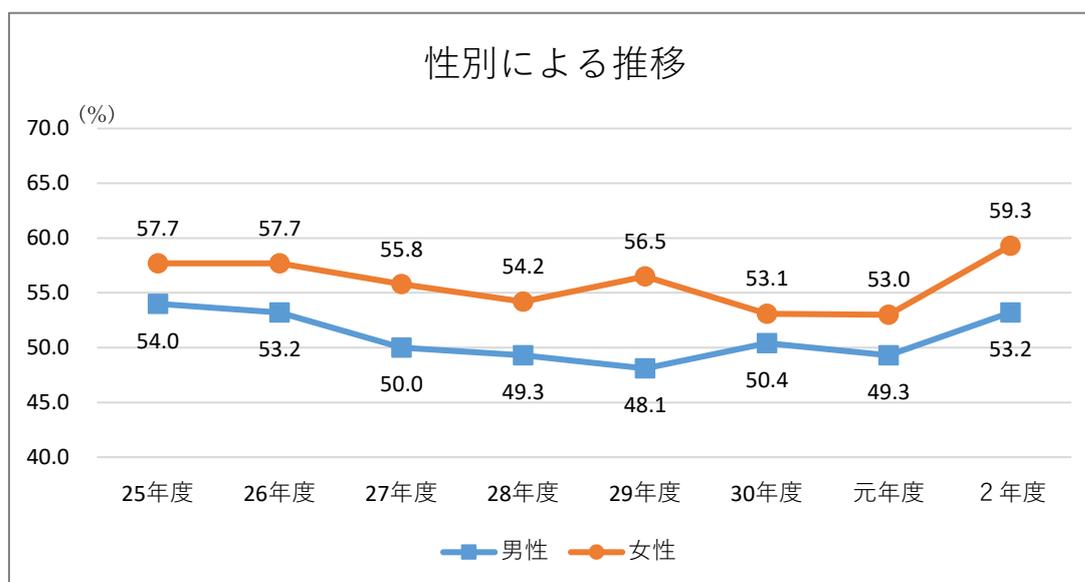
未婚者と有配偶者では、過年度から有配偶者のほうが実感している割合が高く、令和2年度では有配偶者のほうが上昇幅が大きく、その差が開いています。

令和2年度の結果では、女性、30歳代～50歳代、専業主婦・主夫、有配偶者の上昇幅が大きく、子どもが家庭で過ごす時間が増えたため、子育て世代において子どもの育ちに目が向くことが増えたことが考えられます。

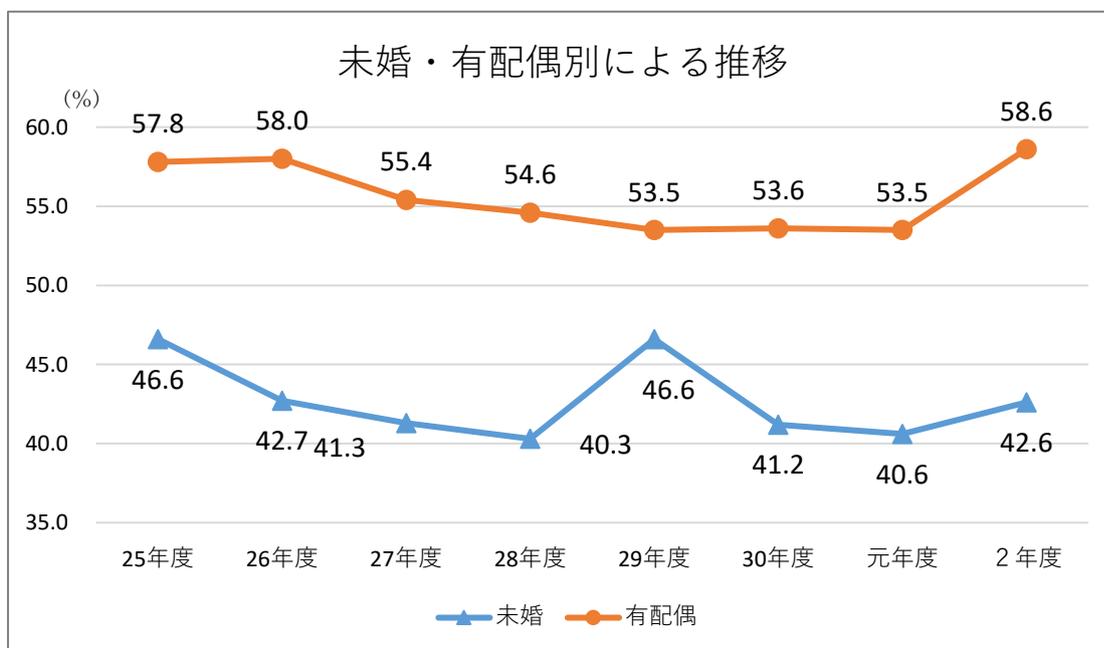
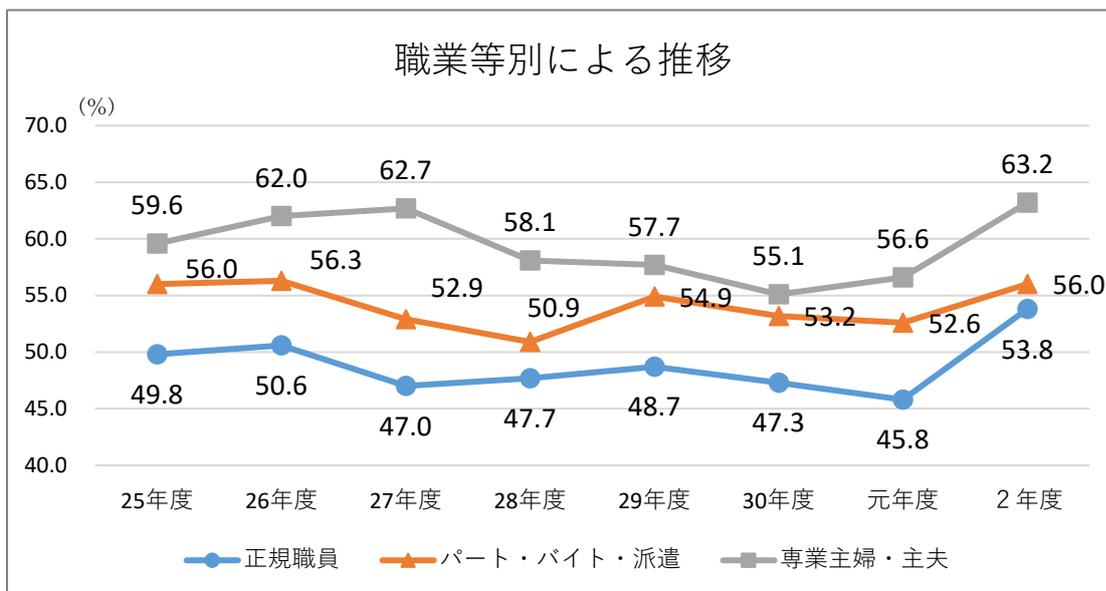
また、正規社員の上昇幅も大きく、コロナ禍でテレワークなど働き方の変化により子どもと過ごす時間が増えたことで、子どもへの関心が高まったことが考えられます。

しかし一方で、外出自粛などにより、子どもの「自宅で過ごす時間」が増加し、「屋外で遊ぶ時間」が減少しているという調査結果や、部活動・運動会等の中止や規模縮小などにより、地域において家族以外の大人と関わる機会が減少することも懸念されることから、子どもの健全な成長に向けて、これまでの「地域社会の見守り」が継続、拡充されるよう施策を進めていく必要があります。

図表 11 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合の推移【性別、年代別、職業等別、未婚・有配偶別】【みえ県民意識調査】



※平成 29 年度、30 年度、令和元年度の 20 歳代は 18～19 歳を含みます。



(4) 全体的な進捗状況等からみた令和2年度の総括

2つの総合目標について、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は上昇して過去最高となったものの、合計特殊出生率は前年より低下しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、出会いの機会の減少や不妊治療の延期・中断、経済状況の悪化など、結婚や妊娠・出産、子育ての当事者は大きな影響を受けています。三重県における令和2年の婚姻数（速報）は前年比で12.0%減少したほか、妊娠届出数は同5.5%減少、有効求人倍率（季節調整値）は同0.50減少などになっており、結婚の希望がかない、安心して子どもを生み育てられる環境整備の重要性が高まっています。

このような中、令和2年度においては、妊娠・出産にかかる不安等についてのオンラインや電話による相談窓口を設置したほか、分娩前のPCR検査への補助、感染した妊産婦への専門家による支援体制の整備などを実施しました。また、保育所をはじめ児童福祉施設の感染防止対策等に関する相談窓口を設置するとともに専門家等を派遣したほか、オンライン合同企業説明会の開催や高等学校における就職アドバイザーの増員、テレワークに関する相談窓口の設置やアドバイザー派遣などに取り組みました。それらの結果により、11の重点的な取組のうち9項目が「進んだ」「ある程度進んだ」となり、より安心して子どもを生み育てやすい地域に向けて、一定前進したと考えられます。

一方、コロナ禍における外出自粛や人との接触機会の減少により、子どものストレスが高まったり、孤独・孤立を深める子育て家庭の増加や児童虐待のリスクが高まっていることが指摘されているほか、地域で子どもが家族以外の大人と関わる機会が減少していることも懸念されます。そのため、子ども自身が権利の主体であることを自覚し、意見や思いを表明する機会を確保することや、第二期子どもスマイルプランで掲げた「縁を育む、縁で支える」ことで、誰一人取り残さない社会をつくっていくことが必要です。

令和3年度はコロナ禍をふまえつつ、市町と連携した地域における出会いの機会の創出、不妊治療経験者等による支援体制整備、テレワークなど新たな働き方の普及や子どもや子育て家庭の居場所づくりなど、結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうよう切れ目のない支援に取り組みます。また、三重県子ども条例の施行から10年となることを契機として、子ども自身が子どもの権利を学び、意見表明する機会をつくるほか、地域において子ども食堂などの支援が広がりつつあることをふまえ、企業・団体などさまざまな主体が子育てをさらに応援する機会をつくり、県民の皆さんとともに子どもや子育て家庭を温かく包み込む地域社会となるよう取り組んでいきます。

重点的な取組 1 子どもの貧困対策

5年後のめざす姿

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）に基づき、生まれ育った環境にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整備されています。

主な取組内容	①教育の支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【環境生活部】【農林水産部】【教育委員会】 ②生活の支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【雇用経済部】【県土整備部】【教育委員会】 ③保護者に対する就労の支援【子ども・福祉部】【雇用経済部】 ④経済的支援【子ども・福祉部】 ⑤身近な地域での支援体制の整備【子ども・福祉部】【環境生活部】【教育委員会】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	☹️（あまり進まなかった）	判断理由	コロナ禍においても生活困窮家庭の子どもへの支援は進んでいますが、子どもの貧困対策計画を策定する市町数が目標値の11市町に達しなかったことから左のとおり判断しました。
----------	---------------	------	--

【※進展度：☺️（進んだ）、😊（ある程度進んだ）、☹️（あまり進まなかった）、☹️（進まなかった）】

令和2年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 新型コロナウイルス感染症の影響で運営基盤が弱い子ども食堂などが休止するなか、減収による生活困窮などにより食事が満足にとれない子どもや家庭に対し、民間団体等と連携し、食料配布などを行う取組に対して「食を通じた子育て・支え愛事業補助金」を創設し、支援を行いました（25団体）。
- 安心して過ごせる場として居場所づくりを推進する民間の取組に対して「子どもの居場所づくり補助金」を創設し、支援を行いました（18団体）。
- ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町へ補助（8市町）するとともに、生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもの学習支援（26市町）等を行いました。生活困窮家庭の子どもへの学習支援等は、公民館等で行ったり、家庭訪問で行ったり、オンライン学習を活用したりなど、市町によって進め方がさまざまとなっています。ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもへの学習支援等が、身近な地域で地域の実情に応じた手法で利用できるよう働きかける必要があります。
- 三重県母子・父子福祉センターにおいて、就業相談員がハローワークや福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就労相談を行うとともに、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親の能力開発を行い、就業を支援しました。
- 今後は、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体と連携を強化し、地域資源を活用しながら、課題を抱える子育て家庭がさまざまな支援につながるができるよう、誰でも参加できる子どもの居場所づくりを進める必要があります。また、子どもの貧困対策は身近な地域で取り組むことが効果的であるため、市町や関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、支援体制の充実を図る必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

○私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等（13 法人）に対する助成や就学支援金（10,050 人）および奨学給付金（1,141 人）の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図りました。奨学給付金については、新型コロナウイルスの影響により家計が急変した世帯を新たな支給対象に加えるとともに、入学時の負担の大きい新入生に対する一部前倒し給付や、家庭でのオンライン学習に係る通信費相当額の支援、令和2年度の奨学給付金受給者に対する上乘せ支給を行いました。また、新たに私立専修学校（専門課程）において授業料等の減免を行う法人に対して助成を行いました。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。

【環境生活部】

○新型コロナウイルス感染症の影響による離職に伴い住居の確保が困難になった住民に対し、一時的な使用として県営住宅の住戸を提供しました（令和2年4月～令和3年3月 9世帯に提供）。

【県土整備部】

○新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業や夏季休業期間の短縮、学校行事の中止など、児童生徒が例年とは異なる不安やストレスを感じている状況が見られたことから、担任を中心とした教員による県立学校の生徒への個別面談を実施しました。また、児童生徒の不安や悩み、貧困をはじめとする生活上の課題に対応できるよう、県立高校に配置しているスクールカウンセラー（以下、SC）の配置時間数を増やすとともに、新たに教員OB等による教育相談員を配置しました。今後も、児童生徒のサインを見逃さないためのポイントなど、具体的な見守りや支援の方法について、こころの健康センターなど専門機関からの助言を得ながら各学校と共有するとともに、医療とも連携して適切に対応していくことが必要です。

○県立高等学校の授業料に充てる就学支援金について、29,882 人に対して受給資格を認定するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金について、3,467 人に支給しました。また、経済的理由により修学が困難な生徒 355 人に対して修学奨学金の貸与を行いました。奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯を新たな支給対象にするとともに、新入生に対する一部早期給付や、家庭でのオンライン学習に係る通信費相当額の支援を行いました。引き続き、これらの修学支援制度による支援を行っていく必要があります。

○小中学校入学時の学用品等の購入費用についても、各家庭の負担が大きいことから、就学援助費のうち「新入学学用品費等」の前倒し支給の検討を各市町へ働きかけました。その結果、前倒し支給を行う市町が令和元年度の小学校 25 市町、中学校 27 市町から、令和2年度は小学校、中学校ともに 27 市町となりました。

【以上、教育委員会】

重点目標	元年度	2 年度		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
子どもの貧困対策 計画を策定してい る市町数		11 市町	0.82	13 市町	18 市町	22 市町	29 市町
	8 市町	9 市町					

モニタリング指標	現状値	最新値
子どもの貧困率（国） （厚生労働省「国民生活基礎調査」）	13.9% （H27 年）	13.5% （H30 年）
子どもがいる現役世帯のうち一人が 一人の貧困率（国） （厚生労働省「国民生活基礎調査」）	50.8% （H27 年）	48.1% （H30 年）

令和3年度の改善のポイントと取組方向

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、支援が必要な子どもや貧困家庭への社会的関心が高まる中、地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体等と連携し、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ居場所づくりを進めます。
- 身近な地域での支援体制の充実に向け、「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、市町等に対し体制整備に係る情報提供や先進事例の紹介など取組を進めます。
- ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）に対する学習支援が、身近な地域で利用できるよう、先進事例の紹介、市町や学習支援に取り組む団体等への情報提供など取組を進めます。また、ひとり親家庭の子どもへの学習支援を行う市町を支援します。
- 三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親の就業支援等を行うとともに、日常生活支援等を行う市町を支援します。
- 令和2年3月に策定した「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（令和2年度～6年度）に基づき、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「身近な地域での支援体制の整備」について、総合的に取組を進めます。また、引き続き、推進会議を活用し、行政、学校、関係機関・団体等が顔の見える関係づくりや連携強化を進めつつ、各種相談や取組を通じて把握した情報を共有・活用することで、貧困の状況にある子どもとその保護者を早期に発見する仕組みや、包括的かつ一元的な支援を行う体制づくりへの支援を行います。

【以上、子ども・福祉部】

- 家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。奨学給付金については、非課税世帯第1子への給付額を増額するとともに、オンライン学習に必要な通信費相当額を支給します。また、私立専修学校（専門課程）において授業料等の減免を行う学校法人等に対する助成を行います。

【環境生活部】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による離職に伴い住居の確保が困難になった住民に対し、引き続き県営住宅の住戸の提供を行っていくほか、県営住宅の入居者で対象となる方について、家賃減免を行っていきます。

【県土整備部】

- 不登校やいじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、SCの配置時間を拡充するとともに、新たに特別支援学校や教育支援センターにも配置します。スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）についても配置時間を拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。さらに、教育相談員について、県立学校に加えて中学校にも配置し、SCやSSW等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応します。
- 高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。奨学給付金については、非課税世帯第1子への給付額を拡充するとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額を支給します。また、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯も給付対象とします。

○小中学校における「新入学学用品費等」の入学前支給がさらに進むよう、引き続き市町の状況把握や、国の就学援助に係る財政支援等の動向について市町へ情報提供を行うとともに、「新入学学用品費等」の早期支給について働きかけていきます。また、小中学校における就学援助費の前倒し支給について、他の自治体の先進的な取組などを情報収集し、市町教育委員会と共有のうえ、対応について検討します。

【以上、教育委員会】

重点的な取組 2 児童虐待の防止

5年後のめざす姿

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。

主な取組内容	①児童相談所の対応力強化【子ども・福祉部】 ②児童相談所の体制強化【子ども・福祉部】 ③市町の児童相談体制の強化【子ども・福祉部】 ④子どもの権利擁護【子ども・福祉部】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	市町の相談体制と専門性の強化を進めた結果、重点目標を達成できたことから左のとおり判断しました。
----------	---------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和2年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 児童虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の対応力の強化のため、令和2年7月から県内全ての児童相談所でA Iを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始しました。児童虐待防止法の改正に伴い、介入と支援を分離するため、北勢児童相談所においては当番体制を導入し、他の児童相談所においては組織を分化せず柔軟に対応しましたが、児童相談センターの支援体制も含めて検証・見直しが必要です。また、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和4年度目標を前倒して実施することが求められているため、専門職の増員をより一層進める必要があります。
- 社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、全ての子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置に向けて助言を行うため、「子ども家庭総合支援拠点アドバイザー事業」を実施（21市町25回）し、これまでに9市町において設置されました。今後も個別の相談会や研修会などを実施し、拠点が整備されるよう必要な支援を行います。
- 市町における児童虐待の早期対応力の強化のため、要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（9市町13回）や児童相談の進行管理等を助言するスーパーアドバイザーの派遣（4市町14回）を行うとともに、市町職員を対象に研修会等を開催し、人材育成を図りました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まったことを契機として国において策定された「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会が中心となってさまざまな関係機関に協力を求め、見守りを行いました。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度		3年度	4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	/	20市町	1.00	23市町	26市町	29市町	29市町
	14市町	26市町		/	/	/	/

モニタリング指標	現状値	最新値
児童虐待相談対応件数 (厚生労働省「福祉行政報告例」)	2,229件 (R元年度)	2,315件 (R2年度)

令和3年度の改善のポイントと取組方向

- 児童相談所における対応力の強化のため、AIシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。また、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- 子ども家庭総合支援拠点の設置に向けては、個別の相談会や研修会などを実施し、市町による地域の実情に合わせた拠点づくりを支援することで、市町において福祉に関する必要な支援が行われる体制が整うよう取り組んでいきます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、関係機関に協力を求め、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制の確保を支援します。また、要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図り、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。さらに、外国につながる子どもの一時保護が増加しており、これまでの行政機関などでの見守りだけでは対応が困難なため、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 3 社会的養育の推進

5年後のめざす姿

全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援、里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

主な取組内容	①里親等委託の推進【子ども・福祉部】 ②施設環境の充実【子ども・福祉部】 ③要保護児童等の自立支援の推進【子ども・福祉部】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	重点目標を達成したものの、モニタリング指標である里親等委託率が前年度より減少したことから左のとおり判断しました。
----------	-------------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和2年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内に2カ所設置（北勢・伊賀）するとともに、児童に関する相談に応じ、必要な助言等を行う児童家庭支援センターを紀州児童相談所管内に、一時保護専用施設を伊賀児童相談所管内にそれぞれ整備しました。
- フォスタリング機関により里親座談会等の普及啓発活動（24回）、登録前研修などの研修（24日間）、里親交流会（6回）などを行った結果、養育里親の新規登録者は20組となりました。引き続き、里親委託の推進に向け、里親家庭のマッチング事業の委託等を行い、包括的な業務を行えるよう、フォスタリング機関の整備を進める必要があります。
- 施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。
- 児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる者を分離する場合に備え、個室化に要する経費（5施設）や、感染防止対策に必要な物品等の購入経費を補助しました。
- 感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、専門家等を派遣するなど、施設等の事業継続を支援するとともに、新型コロナウイルスの感染等により職員が不足する事態に備え、あらかじめ、施設等の間で応援職員を派遣するための相互応援体制を構築しました。今後も、感染防止対策を行い、事業が継続できるよう支援が必要です。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度		3年度	4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）	8事業	11事業	1.00	12事業	14事業	16事業	18事業
	8事業	12事業		12事業	14事業	16事業	18事業

モニタリング指標	現状値	最新値
要保護児童数（県） （厚生労働省「福祉行政報告例」）	526人 （元年8月）	514人
里親等委託率（県） （厚生労働省「福祉行政報告例」）	28.8% （H30年度）	28.8% （R2年度）

令和3年度の改善のポイントと取組方向

- 多機関連携、協同面接、アドボケイト養成、家庭復帰プログラムなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。
- 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。
- 施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。
- 児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。
- 児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けては、自立支援担当職員を配置するなどにより、退所後の就労や生活を支援し、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、児童養護施設等における感染防止対策に必要な物品等の購入経費や、個室化に要する経費、事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助します。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 4 若者等の雇用対策

5年後のめざす姿

県内で働きたいという意欲のある若者等が、その能力を発揮しながら、いきいきと働き続けることができるとともに、安定した就労により経済基盤を確立することで、安心して次世代を育てることのできる環境が実現しています。

主な取組内容	①不本意非正規雇用者への就労支援【雇用経済部】 ②県内企業への就職の促進【雇用経済部】 ③就職氷河期世代の就労支援【雇用経済部】 ④南部地域の市町への支援【地域連携部南部地域活性化局】 ⑤農林水産業への就業支援【農林水産部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合について目標を達成することはできませんでしたが、9割を超える達成度があることから左のとおりと判断しました。
----------	-------------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和2年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 正規雇用への転換を希望する非正規雇用者等を対象に、キャリアコンサルティングを実施するほか、オンラインによる企業見学会等を開催し、一人ひとりの適性や希望に応じたキャリアアップを図りました。また、「みえ」の仕事マッチングサイト（掲載求人件数約290件）を活用し、県内企業の求人情報を発信しました。若年層で不本意非正規雇用者の割合が高いことから、引き続き若者の就労に対する支援が必要です。
- 三重労働局等の関係機関と連携しながら、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」においてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供しました。また、オンライン合同企業説明会を開催するなど、学生と県内企業との交流機会を創出するとともに、みえの企業まるわかりNAV I（約420社の企業情報サイト）等により県内企業の情報発信に取り組みました。
- 新たに法政大学と就職支援協定を締結し、協定締結大学は21校となりました。インターンシップ情報サイトを令和2年6月に公開しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等によりサイトの登録企業数が伸び悩んでいます。今後も協定締結大学や県内経済団体等と連携し、サイトを活用したインターンシップの取組を促進することで、県内企業のさらなる認知度向上に努める必要があります。
- 就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く人や長期間無業の状態にある人が、安心して働き、いきいきと活躍できるよう、おしごと広場みえ内に専用相談窓口「マイチャレ三重」を開設し、専門員2名を配置しました。専門員は、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と連携しながら、相談から就職までの一貫した支援を行うとともに、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓しました。また県内における就職氷河期世代の実態を把握して支援がより実効性のあるものとなるよう、アンケート調査を実施しました。今後も、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援が必要です。
- 相談内容が年々複雑・多様化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大が雇用情勢に影響を及ぼしている現状もあることから、引き続き労働相談室を設置し、関係機関と連携しながら、的確な対応に努めました。また、特別労働相談窓口を毎週土曜日に設置し、労働関係法や社会保障法令に精通した社会保険労務士による労働相談を実施しました。
【以上、雇用経済部】

○新規就農者の確保・定着に向け、「みえの就農サポートリーダー制度」等による支援（84人対象）や農業次世代人材投資資金の交付（準備型6人、経営開始型109人）、農業高校生を対象とした出前授業（3校）や現地視察研修（1校）などに取り組みました。また、「みえ農業版MBA養成塾」に入塾した第3期生（令和2年度入塾）2名は、先進的な農業法人等で実習を行いながら、経営学やフードマネジメントなどの講義を受講し、1年間の課程を修了しました。

引き続き、効率的な技術習得等を支援するとともに、将来の地域農業を、ビジネス感覚をもって担う人材の育成に取り組む必要があります。

○林業の新規就業者確保のため、首都圏等での就業ガイダンスにおいて、67名に対し相談対応を行ったほか、高校生を対象とした林業職場体験研修を実施し、4校83名の生徒が参加しました。また、「みえ森林・林業アカデミー」においては、林業体験講座を実施し、8名の受講生が森林・林業の基礎やチェーンソー操作等を学ぶ講座を受講しました。

引き続き、効率的な就業支援を行うとともに、高校生等に対して、より多くの林業体験の機会を提供する必要があります。

○水産業の多様な担い手の確保および育成に向けて、志摩市で6月に実施された真珠養殖業における水産高校生の職場体験（1名参加）や9月に開催されたみえ真珠塾の短期研修（大学生1名参加）を支援するとともに、鈴鹿市で協業化・法人化を検討する経営体へ中小企業診断士を派遣しました。また、事業承継にかかる相談窓口を三重外湾漁業協同組合に設置するとともに、青ノリ養殖において「居ぬき」物件をあっせんする取組を支援しました（1件成立）。さらに、漁業等の現場作業において実施したアシストスーツ等の導入試験の効果検証をした結果、収穫や水揚げなどの作業において腰の負担軽減に一定の効果があることが明らかになりました。引き続き、漁師塾等に参加する就業希望者が、地域の漁業に円滑に着業・定着できるよう支援するとともに、協業化や法人化を促し、多様な担い手の受け皿となる安定した経営基盤を有する経営体の確保を図っていく必要があります。

【以上、農林水産部】

○県の南部地域において、民間事業者と連携して新たなビジネスの創出を図るため市町が取り組む、陸上養殖産業等の実証実験やインバウンド受入環境の整備を支援しました。また、都市部の移住希望者に対して効果的な情報発信を行うため市町が取り組む、マッチング専門サイトによる地域での働き方に関する情報発信やオンラインによる移住相談会の開催に対して支援しました。

【地域連携部南部地域活性化局】

○新型コロナウイルス感染症の影響で高校生の就職を取り巻く状況が厳しくなると予想されたことから、就職アドバイザーを3名増員し、求人開拓や進路相談等の就職支援、新規高校卒業生の職場定着支援に向けた取組体制を整えました。経済団体にも要請して求人確保に取り組むとともに、さまざまな魅力を持つ地域の企業を高校生に紹介しました。また、就職未内定者を対象とした合同就職相談会を開催し、就職を希望する生徒一人ひとりの進路実現に取り組みました。

○県立高等学校では、地域の人材等を招聘した授業を実施して、生徒が地域の職場や仕事等を知る機会の創出等に取り組むとともに、課題解決型のインターンシップを実施し、他者と協働して問題解決に取り組みました。今後も、生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付け、将来、地域社会で活躍できるよう、キャリア教育を一層推進する必要があります。

【以上、教育委員会】

重点目標	元年度	2年度		3年度	4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内外の高等教育 機関卒業生が県内 に就職した割合		46.8%	0.93	47.9%	48.9%	50.0%	51.0%
	41.8%	43.5%					

モニタリング指標	現状値	最新値
25～44歳の正規の職員・従業員の割合（県） （総務省「就業構造基本調査」）	男性 88.3% 女性 48.4% （H29年）	同左
不本意非正規社員の割合（国） （総務省「労働力調査」）	25～34歳 男性 31.6% 女性 13.5% 35～44歳 男性 35.0% 女性 9.6% （H30年）	25～34歳 男性 27.3% 女性 13.3% 35～44歳 男性 33.9% 女性 9.2% （R元年）

令和3年度の改善のポイントと取組方向

- 正規雇用をめざす若者等を対象に、個別のキャリアコンサルティングを実施するなど、一人ひとりの適性や希望に応じたキャリアアップ支援に取り組めます。
- 若者の安定した就労や職場定着に向けて、三重労働局と連携し、おしごと広場みえにおいて総合的な就職支援をワンストップで提供するほか、県内中小企業のさまざまな魅力の情報発信に取り組めます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、新卒者等の就職活動に支障が生じないように、引き続きオンラインによる企業説明会の開催やホームページでの企業動画等の発信などに取り組めます。また、企業の業績悪化等による内定取消や雇止め防止のため、県内経済団体等へ啓発・要請活動を行うとともに、津高等技術学校において、離職された方へのセーフティネットとして、希望に応じた職業訓練を実施し、早期かつ円滑な再就職の実現を支援します。
- 県外大学との就職支援協定の締結を引き続き進めるとともに、SNSやWebを活用した就職相談や企業説明会等の実施、大学主催の保護者会への出席など、さまざまな方法で情報を発信することで、県内企業のさらなる認知度向上に努めます。また、学生が県内企業の魅力を知り、就職につなげることができるよう、県内企業のさまざまな魅力を集めたデータベース「みえの企業まるわかりNAV」(ウェブサイト)による情報発信を引き続き進めるとともに、就職支援協定締結大学や県内経済団体等と連携し、「『みえ』のインターンシップ情報サイト」の普及を進めることで、県内企業へのインターンシップを促進します。
- 就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く者や長期無業者が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と一層連携しながら、相談から就職・定着までの切れ目ない支援を行います。また、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓するとともに、市町等との情報共有や企業とのマッチングを行います。このほか、令和2年度に実施した就職氷河期世代の実態調査結果を関係機関で共有することにより、地域の実情に合った支援を提供します。
- 相談内容が年々複雑・多様化していること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大が雇用情勢に影響を及ぼしている現状をふまえ、引き続き労働相談室において関係機関と連携しながら、的確な対応に努めます。

【以上、雇用経済部】

- 新規就農者の確保・定着を図るため、「みえ農業版MBA養成塾」のカリキュラムの充実や受入法人との連携の強化など、自らビジネスプランを描ける経営センスを持った若き人材を掘り起こし、起業や定着を促す支援を産学官連携で進めるとともに、農業高校生等を対象とした出前授業・現地視察研修や、U・Iターン就農情報等の発信などに取り組みます。
- 林業の新規就業者を確保するため、引き続き、就業説明会等や高校生への林業体験、みえ森林・林業アカデミーとの連携を通じた就業者の確保に取り組みます。
- 水産業の多様な担い手の確保および育成に向けて、都市の若者等を本県の漁業に呼び込むオンラインによる仕組みづくりや漁業の法人化に取り組む若手・中堅漁業者の育成を進めます。

【以上、農林水産部】

- 県の南部地域における若者の定着を図るため、民間事業者等と連携した開発プロジェクトやこれを契機とした新たなビジネスの展開に必要な調査、試験研究など、雇用の創出、魅力的な働く場の確保に向けた市町の取組を支援します。また、若者が南部地域の魅力や仕事を知らずため市町の取組を支援します。

【地域連携部南部地域活性化局】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生の就職を取り巻く環境は引き続き厳しくなることが懸念されることから、就職実現コーディネーターを5人増員して17人とし、早期からの求人確保に加え、地域の魅力ある企業や職種などの情報を学校に提供することで、就職を希望するすべての生徒の就職実現につなげます。外国人生徒や障がいのある生徒に対しては、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行います。また、児童生徒が働くことの意義や大切さを理解し、社会的自立や職業的自立に必要な能力や態度を身につけ、地域で活躍できるよう、発達段階に応じたキャリア教育を計画的に進めます。

【教育委員会】

重点的な取組 5 不妊に悩む家族への支援

5年後のめざす姿

不妊に悩む夫婦が相談したり治療費助成を受けたりすることで、心理的・経済的な負担が軽減されるとともに、職場において仕事と不妊治療の両立に向けた理解が進み、安心して不妊治療に取り組むことができます。

主な取組内容	①相談や情報提供【子ども・福祉部】 ②経済的支援【子ども・福祉部】 ③不妊治療と仕事の両立支援【子ども・福祉部】 ④妊孕性温存治療費助成
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合は目標に達しなかったものの、県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数は目標に達したことから左のとおり判断しました。
----------	-------------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和2年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談（毎週火曜日）や治療に関する情報提供を行いました。
センターでは、より相談しやすいよう令和元年10月から第3火曜日の相談時間を延長して対応していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、精神的な負担に対する支援を拡充するため、令和2年9月から第1火曜日の相談時間も延長して対応しました。その結果、相談件数については、昨年度の約1.4倍増加しました。相談内容の主なものは、長引く治療への漠然とした不安への相談やコロナ禍で治療を継続するための経済的な支援に対する問い合わせなどでした。
今後も不妊や不育症に悩む夫婦に寄り添い悩み等を傾聴して精神的負担を軽減することが必要です。
- 特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、三重県独自の上乘せ助成事業、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数の追加、不育症治療等に対する助成事業および一般不妊治療に対する県単助成事業を行いました。
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、県独自の助成制度を創設し、夫婦合算の収入が前年同期間に比べ10%以上減少している方に対し、1回の治療につき5万円を上限に助成し、経済的負担の軽減を図ることとしました。
また、新型コロナウイルス感染症への対応として、特定不妊治療費助成の申請期限の延長や年齢要件の緩和など制度の弾力化を図りました。
さらに、令和3年1月以降に治療が終了する方を対象に保険適用までの間、国の助成制度が拡充されたことから、県としても拡充された国の助成制度を活用しつつ、県の助成制度の所得制限の撤廃などを行うこととしました。今後、保険適用に向けた国の動きを注視していく必要があります。
- 不妊治療を受けやすい職場環境づくりを推進するため、企業の人事労務担当者や不妊で悩む当事者を支援する方等を主な対象として、コロナ禍をふまえ、Web会議システム（オンライン）を活用した講演会やセミナーを開催しました。講演会等においては、医療関係者や支援者による不妊治療の特徴や仕事との両立の現状・課題の説明、企業関係者による治療を受けやすい環境づくりに向けた取組紹介、県が令和元年度に当事者を対象に実施し

たアンケート調査結果の報告等を行い、当事者が抱える課題等を知ってもらうなど不妊治療への理解を促進しました。

また、職場と当事者の橋渡し役となる「不妊症サポーター」を養成する講座を開催しました。

引き続き、企業に対して不妊治療への理解促進を図り、治療を受けやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

- 小児、思春期・若者のがん患者が子どもを持つ希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療に対して助成を行いました。引き続き、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるための支援が必要です。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度		3年度	4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数		19 市町	1.00	22 市町	25 市町	27 市町	29 市町
	17 市町	20 市町					
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合		51.0%	0.98	54.0%	57.0%	60.0%	60.0%
	48.6%	49.8%					

モニタリング指標	現状値	最新値
「不妊専門相談センター」への相談件数	114 件 (H30 年度)	197 件 (R2 年度)

令和3年度の改善のポイントと取組方向

- 不妊に悩む夫婦の精神的負担の軽減を図るため、不妊専門相談センターによる相談時間（電話、面談）を、毎週火曜日の16時までから20時までに延長するとともに、不妊治療経験者等によるピアサポーターを養成し、身近な地域で、より当事者に寄り添った支援が受けられる体制を整備します。
また、新型コロナウイルス感染症の影響等により不妊治療を中断した方などを対象に、妊娠しやすいコンディションを維持できるよう生活習慣の改善や体調管理などを支援する講習会を開催します。
- 不妊治療の保険適用を見据えて拡充された国の助成制度を活用しつつ、国の助成制度によってもこれまでの県や市町の助成額が補完されなかった部分について、引き続き助成を行い、子どもを持ちたいと希望する方に広く寄り添う支援を行います。
- 不妊治療と仕事の両立が可能となるよう、企業向けの啓発事業を実施するとともに、当事者が相談しやすい体制整備を行い、仕事をしながら不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。
また、企業が国の助成金などを活用し、時差出勤・フレックスタイム制などの柔軟な働き方を導入するなど、不妊治療を受けやすい労働環境を整備するよう働きかけます。
- 引き続き、小児、思春期・若年のがん患者が、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療に対して助成します。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

5年後のめざす姿

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもや子育てに関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいます。

主な取組内容	①市町の母子保健サービスの取組支援【子ども・福祉部】 ②市町の産婦健診および産後ケアの取組支援【子ども・福祉部】
--------	---

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	 (進んだ)	判断理由	重点目標の全項目で目標を達成したことから左のとおり判断しました。
----------	---	------	----------------------------------

【※進展度： (進んだ)、 (ある程度進んだ)、 (あまり進まなかった)、 (進まなかった)】

令和2年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 市町が地域の実情に応じた母子保健体制を整備し効果的に事業を推進できるよう、専門的視点で支援する母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、地域課題の分析および事業評価、支援体制の整備、支援ネットワークの強化等に関して、必要な助言等を行いました。
- また、人材育成として、市町の母子保健事業の核となる母子保健コーディネーターの育成（25人）、母子保健担当者の研修等を行い、市町の母子保健施策の推進を支援しました。
- 今後も妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目のない支援が提供されるよう、各市町の実情に応じた母子保健体制整備をさらに進めていく必要があります。
- 県内全域において一定水準の質の高い幼児健康診査につなげ、医療機関と保健師、関係機関との連携や地域のネットワークの強化を図るため、県内統一の1歳6か月児健診マニュアルを作成しました。
- 産後ケア事業については全ての市町が実施し、産後の母子のサポート体制整備が進みました。今後も産婦健康診査事業などを活用した途切れない支援のための的確なアセスメントや関係機関との連携強化が必要です。
- コロナ禍における妊娠・出産にかかわる不安等について、気軽に相談できるようオンラインや電話による相談窓口を整備しました。
- 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦に対して、退院後、助産師や保健師が訪問して、相談に応じたり助言したりするなど、不安の解消や育児支援を実施しました。引き続き、不安を抱える妊産婦に対する専門的な相談・支援が必要です。
- 予防可能な子どもの死亡を減らすため、亡くなった子どもについて、子どもの既往歴や家族背景、死に至った直接の経緯等に関する情報を基に複数の関係機関や専門家が死因を検証し、ケースに応じた効果的な予防策について提言書としてとりまとめました。今後も、子どもの死因を検証し、効果的な予防策を検討する継続した取組が必要です。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度		3年度	4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
母子保健コーディネーター養成数(累計)		190人	1.00	220人	245人	270人	295人
	169人	194人					
産婦健診・産後ケアを実施している市町数		22市町	1.00	25市町	27市町	29市町	29市町
	19市町	24市町					

モニタリング指標	現状値	最新値
子育て世代包括支援センターにおける支援プラン対象者数(県)(厚生労働省「子育て世代包括支援センター実施状況調査」)	10,452人 (H30年度)	11,625人 (R元年度)
日常の育児について相談相手がいる親の割合	99.3% (H30年度)	98.7% (R2年度)
5歳児健診を実施する市町数	7市町 (R元年度)	7市町 (R2年度)

令和3年度の改善のポイントと取組方向

- 引き続き市町の母子保健体制づくりに向けた情報提供や助言を行うとともに、各市町が他市町の取組を参考にできるよう意見交換の場を設定します。また、子育て世代包括支援センターの運営機能の充実や各市町の実情に応じたの市保健体制の構築に向けた支援を行うとともに、市町母子保健事業の核となる母子保健コーディネーターの養成を行います。
- 乳幼児の疾病の早期発見や予防のための乳幼児健診において、県内全域で一定水準の質の高い健診につなげ、医療機関と保健師、関係機関との連携や地域のネットワークの強化を図るため、3歳児健診マニュアルを作成します。
- 産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する産婦健康診査事業の市町へのスムーズな導入を支援します。また、出産後1年の母子に対して心身のケアや育児支援等を行う産後ケア事業の充実を図ります。
- 妊娠届出時のアンケートを活用し、特定妊婦の早期把握や支援につなげるとともに産婦健康診査事業が市町で円滑に実施されるよう、関係機関で「三重県母子保健 健診マニュアル」を見直す検討会を行います。
- 引き続き、新型コロナウイルスに感染し、退院後の不安を抱える妊産婦に対し助産師や保健師などの専門職による支援を実施します。
- 予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き関係者と協力して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防策を検討します。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 7 周産期医療体制の充実

5年後のめざす姿

必要な産婦人科医、小児科医、助産師等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整っているとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。

また、産婦人科医と小児科医、保健師、助産師、看護師等が密接に連携し、妊娠から出産、産後まで途切れることなく適切な対応が行われています。

主な取組内容	①人材の育成・確保【医療保健部】 ②病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築【医療保健部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	重点目標の全項目で目標を達成したことから左のとおり判断しました。
----------	---------	------	----------------------------------

【※進展度：😊 (進んだ)、😐 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😡 (進まなかった)】

令和2年度の取組概要と成果、残された課題 (評価結果)

- 県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着と偏在解消を進めることを目的に、キャリア形成プログラムの募集を行いました。また、県内の専門研修プログラムに100人の専攻医が登録を行いました。しかしながら、依然として産婦人科医、小児科医が不足している状況にあることから、引き続き、周産期関係の診療科についてプログラムの活用を働きかけ、必要な産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図っていく必要があります。
- 本県における就業助産師は、人口10万人あたり24.8人と全国平均(29.2人)を大きく下回っていることから助産師修学資金の貸与制度の見直しを行いました。助産師については、総数の不足だけでなく、就業先や地域間の偏在も生じていることから、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムを運用していく必要があります。
- 周産期死亡や新生児の救急搬送症例等に関する調査・研究事業の実施、症例検討会等とともに周産期医療関係者の資質向上等に取り組みました。また、「チームによる周産期医療」を円滑に行う体制を構築するためのセミナーを開催しました。こうした取組を通じ、周産期母子医療センター間のネットワーク体制や周産期母子医療センターと地域の産科医療機関、助産所とのネットワーク体制のさらなる充実を図る必要があります。
- 県内5つの周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、医療機器整備を支援しました。また、コロナ禍においても感染拡大を防ぎながら周産期医療の提供を継続するため、院内感染防止対策等に要する経費を補助しました。出産年齢の高齢化等により出産にかかるリスクが高まる恐れがあることから、リスクの高い分娩に対応できる周産期母子医療センターの運営や体制整備を支援していく必要があります。
- 県所有の新生児ドクターカー(すくすく号)について、総合周産期母子医療センターが運営し、重症新生児の救急搬送の対応が行われました。新生児の救急医療体制を確保するため、引き続き新生児ドクターカーの運用を支援していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症に対する妊婦の不安を解消するため、かかりつけの産婦人科医と相談の上、検査を希望する妊婦の方に対して分娩前に検査を受けるための費用を補助しました。今後も新型コロナウイルス感染症の影響が予想されるため、引き続き、妊産婦の不安解消のための支援を行う必要があります。

【以上、医療保健部】

重点目標	元年度	2年度		3年度	4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
周産期死亡率（県） （厚生労働省「人口 動態統計」）		3.3※	1.00	2.1※	2.1※	2.1※	※
	2.9 (H30年)	2.0 (R元年)					
妊産婦死亡率（県） （厚生労働省「人口 動態統計」）		0.0	1.00	0.0	0.0	0.0	0.0
	7.8 (H30年)	0.0 (R元年)					

※第7次三重県医療計画（平成30年度～令和5年度）による目標値としています。なお、周産期死亡率の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

モニタリング指標	現状値	最新値
人口10万人あたり産婦人科医師数 （県） （厚生労働省「医師・歯科医師・薬 剤師統計」）	10.1人 (H30年)	同左
就業助産師数（県） （厚生労働省「衛生行政報告例」）	445人 (H30年)	同左

令和3年度の改善のポイントと取組方向

- 医師修学資金貸与者等に地域医療支援センターキャリア形成プログラムの活用を促し、若手医師のキャリア形成支援とあわせて、医師の地域偏在の解消につなげていきます。また、産婦人科医、小児科医が不足している状況にあることから、周産期関係の診療科についてプログラムの活用を働きかけ、必要な産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図ります。
- 助産師の確保を図るため、制度の見直しに基づいた助産師修学資金の貸与等の取組を進めるとともに、引き続き、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムの運用など助産師が医療機関においてモチベーションを持って正常分娩を担当できる体制構築に対する支援を行います。
- 高度で専門的な周産期医療を効果的に提供するため、救急搬送ルールの見直しなど周産期母子医療センターを中心に地域の産婦人科と基幹病院の小児科・産婦人科との連携を図る周産期医療ネットワーク体制のさらなる充実を図ります。
- ハイリスク分娩に対応する周産期母子医療センターの運営に対し支援を行うとともに、周産期医療に必要となる医療機器等の設備整備を支援します。
- 地域の医療機関等で産まれた重症の新生児を周産期母子医療センターへ搬送する間、医師が高度で専門的な医療を提供することができる新生児ドクターカー（すくすく号）の効果的な運用を支援します。
- 新型コロナウイルスに対する妊婦の不安を解消するために、分娩前に検査を受けるための費用を補助するなど、妊婦が安心して出産できる環境整備を引き続き進めていきます。

【以上、医療保健部】

重点的な取組 8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援

5年後のめざす姿

就学前の教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所等への入所希望がかなえられ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が整っています。また、放課後児童対策や、病児・病後児保育の取組が推進され、地域のニーズや実情に応じた子育て支援が提供されることにより、安心して子育てができる体制が整っています。

さまざまな主体が、子どもの育ちや子育て家庭の支援のために活動するとともに、地域社会のつながりの中で、家庭教育応援の取組がなされています。

主な取組内容	①保育人材確保と質の向上【子ども・福祉部】 ②低年齢児保育の充実【子ども・福祉部】 ③放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実【子ども・福祉部】 ④病児・病後児保育の充実【子ども・福祉部】 ⑤幼児教育の充実【子ども・福祉部】【教育委員会】 ⑥企業・団体と連携した子育て等支援【子ども・福祉部】 ⑦家庭教育の充実【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	 (あまり進まなかった)	判断理由	保育所等の定員が増加しており、待機児童数は減少傾向にあるものの、重点目標がいずれも達成できなかったことから左のとおり判断しました。
----------	---	------	---

【※進展度：  (進んだ)、 (ある程度進んだ)、 (あまり進まなかった)、 (進まなかった)】

令和2年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 令和元年度に策定した「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町を支援しました。今後も、本計画に基づく施策の実施状況について、継続的に点検、評価を行い、取組の見直しを行っていく必要があります。
 - 待機児童を解消するため、保育所等の整備への支援や、私立保育所等に年度当初から保育士を加配して、低年齢児保育の充実を図る市町への支援を行いました（15市町）。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談（606件）や新任保育士の就業継続支援研修（2会場、92人受講）、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修（4会場、75人受講）を実施するとともに、保育士修学資金等の貸付（新規28人、継続29人）を行いました。あわせて、平成30年度に実施した県内の潜在保育士（約11,000人）に対する就労等意識調査の結果を受けて、保育所等が働きやすい職場となるよう、保育士の負担軽減を図る保育支援者を活用する事業や、Webサイト「みえのほいく」において、求人情報や保育士へのインタビュー、職場改善に取り組む保育所の紹介など、県内の保育に関するきめ細かな情報を発信しました。同時に、保育現場の事務作業を、より効果的・効率的に進めるやり方を定着させるため、働き方改革コーディネーターをモデル保育所（6ヶ所）に派遣して、保育士と一緒に効率化できる事務作業を洗い出し、改善策の検討・実践を行いました。今後は改善に向けた取組を、県内保育所に横展開していくことが必要です。
- さらに、経験年数や研修による技能の習得が保育士等の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修（15回、修了者886人）を実施しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の修了者が当初の予定を大きく下回ったため、処遇改善にかかる要件の経過期間中（令和3年度末まで）に全ての保育士等が研修を受講できるよう、今後はオンラ

インによる研修を活用するなどして、引き続き計画的に進めていく必要があります。また、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、児童の処遇の向上を図る市町を支援（4市）するとともに、専門性の向上に向けた人権保育研修（8回、218人受講）を実施しました。引き続き、質の高い教育・保育の取組を支援していく必要があります。

- 病児・病後児保育事業の施設整備（2市2施設）および運営を支援しました。引き続き、地域の実情に応じて、病児・病後児保育の施設整備、運営を支援していく必要があります。
- 放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員認定資格研修（修了者224人）や初任者研修（修了者77人）、資質向上研修（修了者117人）を実施しました。引き続き、待機児童の解消に向け、人材確保や質の向上等に努める必要があります。
- 個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人を支援しました。子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園は、60園のうち36園となりました。令和2年7月に実施した意向調査によると、残りの24園において現時点で明確に新制度への移行を希望している園はありませんでしたが、今後とも相談対応等の支援を行っていく必要があります。
- 幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための新任研修や園内研修への支援等を実施しました。引き続き、就学前教育を担う人材の資質向上に努めていく必要があります。
- 児童福祉施設等の新型コロナウイルス感染症対策を支援するための相談窓口を設置するとともに、専門家等の派遣を行いました。今後も施設等の感染症対策を支援する必要があります。
- 「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して「ありがとうの一行詩コンクール」を実施するとともに、子どもの育ちや子育て家庭を応援する活動について同ネットワークの会員相互の支援につながるマッチングの取組の検討を進めたほか、ネットワーク会員の実態把握のためのアンケートを実施しました。
依然として子どもの権利を侵害する事案が見られることから、子どもの権利が尊重される社会を実現するために、「三重県子ども条例」が広く県内に浸透するように取り組むとともに、県民（住民、企業・団体等）が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出する必要があります。
- コロナ禍において、集合研修が困難となったことから、Web上で子育てのヒントを学ぶことができる「家庭教育応援Web講座」を開設するとともに、基本的な生活習慣の大切さを学ぶ「早寝早起き朝ごはんフォーラム in みえ」をオンラインにより開催しました。一方で、保護者のつながりを築き孤立を防ぐことを目的とした「みえの親スマイルワーク」については、コロナ禍で人を集めることが困難であったことから、新たに実施したのは1市にとどまりました。今後は、感染防止対策を徹底したうえでの「みえの親スマイルワーク」の実施が求められるとともに、計画期間の5年が経過し、策定当時から社会情勢等が変化していることから「みえ家庭教育応援プラン」の改定に取り組む必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

- 県内全ての幼稚園、保育所、認定こども園等における教育・保育の質の向上を目的とし、三重県幼児教育センターを設置しました。センターに幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを配置して、各市町等からの希望に応じて、市町の幼児教育に係るカリキュラム検討会や園内研修等において助言を行いました。また、全ての保育者に必要な資質・能力をキャリアステージごとに整理した「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」を作成し、市町や園等へ周知しました。さらに、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立を促すため、生活習慣チェックシートの活用を促進し、令和2年度は幼稚園、保育所、認定こども園の82.2%で活用されています。今後、幼児教育アドバイザー等の派遣での助言内容や園の取組とその成果を普及するため、情報発信の方法を工夫する必要があります。

【子ども・福祉部、教育委員会】

重点目標	元年度	2年度		3年度	4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
保育所等の待機児童数（県） （厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」）		0人	0.00	0人	0人	0人	0人
	81人	50人					
放課後児童クラブの待機児童数（県） （厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」）		37人	0.56	19人	0人	0人	0人
	55人	66人					
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数		11市町	0.45	17市町	23市町	29市町	29市町
	4市町	5市町					

モニタリング指標	現状値	最新値
保育士の勤続年数（県） （厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）	5.2年 (H30年)	5.9年 (R元年)

令和3年度の改善のポイントと取組方向

- 「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児教育・保育の総合的な提供等が図られるよう、保育所や認定こども園等に対する給付を行う市町に対して支援を行います。また、保育所等における新型コロナウイルスの感染防止対策について必要な支援を行います。
- 待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援を行います。また、潜在保育士向けのWeb研修環境の整備や職場体験の機会の提供を通じて、潜在保育士の就労・職場復帰を支援するとともに、新任保育士の就業継続支援、保育士修学資金貸付、保育補助者雇上支援等を行うなど、市町や保育所等、高等学校と連携して保育士確保に向けた取組をより一層進めます。さらに、令和元年度に開設した「保育士・保育所支援センター」のWebページ「みえのほいく」を活用して、きめ細かな情報発信や求人・求職のマッチング等を行い、新たな雇用につなげていきます。あわせて、保育士等の処遇改善を推進するため、要件となっているキャリアアップ研修を計画的に実施します。
- ICT等を活用した働きやすい職場環境づくりを推進する取組を保育現場に拡げていくため、現場で実践している優良事例の普及に向けたサポートや、Webサイトでの周知に取り組むとともに、先進的な取組を行う保育所の表彰を通じて保育現場のモチベーション向上を図り、質の高い保育の提供につなげていきます。
- 私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、引き続き、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園に対し、十分な情報提供およびきめ細やかな相談対応を行います。また、就学前教育を担

う人材の資質向上を推進するため、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高める新任研修や園内研修への支援等を実施します。

- 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の設置・運営を支援するとともに、引き続き放課後児童支援員等の研修を実施し、人材の確保と資質向上に努めます。また、病児・病後児保育の充実に向けて、医療機関や保育所等での施設整備を支援するとともに、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、事業の促進を図ります。これらの取組を通じて、市町が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援事業の推進を支援します。
- 「三重県子ども条例」の施行から10周年となるのを機として、子どもの権利について子ども自身が学び、意見を表明できる取組を実施し、子どもの自己肯定感の醸成につなげるとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体を始めとした地域のさまざまな主体と連携して会員相互支援のマッチングの取組を進めることで、県民が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出します。
- 「みえ家庭教育応援プラン」について、新型コロナウイルス感染症の影響等による子育て家庭をとりまく環境変化もふまえて改定作業を進めます。また、地域における子育て家庭の応援や家庭教育応援の取組を促進するため、引き続き市町や三重県PTA安全互助会等と連携し、感染対策を講じたうえで保護者同士のつながりを作るためのワークショップ（スマイルワーク）を開催するとともに、家庭教育応援Web講座の充実を図ります。

【以上、子ども・福祉部】

- 県内各市町の幼児教育の質向上を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣し、派遣先での助言内容や、園等の取組とその成果についてまとめ、幼稚園等や保育者が研修のために活用できるよう情報提供します。市町や幼稚園等における保育者の人材育成のため、「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」の活用を促進するとともに、保育者自身が必要な研修を受講できるよう、指標モデルをもとに県が主催する研修・講座を整理します。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立のため、引き続き、生活習慣チェックシートの活用を促進します。

【子ども・福祉部、教育委員会】

重点的な取組 9 男性の育児参画の推進

5年後のめざす姿

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まり、育児に積極的に関わる男性が増えているとともに、家事・育児時間が増えています。

主な取組内容	①普及啓発、情報提供【子ども・福祉部】 ②企業等への働きかけ【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	予定していたイベントの開催が制限されたことなどにより、「『みえの育児男子プロジェクト』に参加した企業・団体数」は達成できませんでしたが、「男性の育児休業取得率」が目標を達成したことから左のとおり判断しました。
----------	-------------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

令和2年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 男性の家事や育児にかかるエピソードや写真等を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」について、新型コロナウイルス感染症の発生で外出自粛や休校など家で過ごす機会が増えた中、ステイホーム中のベストショットや新しい生活様式での子育てや遊びの工夫、短い夏休みでのパパと子どものふれあいの様子などの写真・動画を募集した結果、過去最高となる1,350件の応募がありました。応募のあった写真等を審査のうえ、企業と連携し写真家の浅田政志さんをゲストに迎えての表彰式の開催や、受賞写真等を掲載した冊子の作成・配布を行ったほか、企業の協力のもと、県民が多く来店される大型小売店や金融機関等において写真展を開催し、男性の育児参画の普及・啓発に努めました。在宅勤務が進むなどするなか、家族と過ごす時間が増えたことで、家事育児に積極的に関わっていきたいと考える男性が増加しており、この気運を維持・向上させていくことが必要です。
- これから親になっていく若い世代に男性育児参画の重要性への理解を広め、風土づくりを進めていくため、「パートナーと一緒にする育児」をテーマとして、NEXT親世代である高校生と知事とのトークを新たに実施しました。県が平成30年度に行った調査では、高校生の6割以上が「男性も女性と育児を分担して、積極的に参加すべき」と回答し、20代、30代においても5割以上が同様の回答であることから、若い世代の意識を維持・向上させていくことが必要です。
- ワーク・ライフ・バランスの推進など働きやすい職場づくりに取り組む意欲がある企業・団体の代表者等で構成する「みえのイクボス同盟」の加盟企業・団体に対して、メールマガジンで働き方改革や男性の育児取得促進など、国や県の取組にかかる情報提供を行いました。これまで「みえのイクボス同盟」の加盟企業・団体をはじめ、企業や市町など関係団体等とイクボスの促進に取り組んできた結果、NPO法人主催の「第2回イクボス充実度アンケート調査」における都道府県部門で、本県が平成29年度の第1回調査に続いて第1位となりました。ワーク・ライフ・バランスの推進などの職場における環境整備が進む一方で、「とるだけ育児」「ゴロゴロ育児」など制度や風土づくりの目的に反することや、育児と仕事の両立で悩んで「男性の産後うつ」になる人など、男性の育児参画における課題も指摘されています。令和2年度には、県内企業や県庁で働くプレパパや子育て中のパパを対象に、「育児休業取

得に向けた準備」や「パートナーと一緒に取り組む育児の実践」に向けたノウハウなど、男性の育児参画の充実に向けて共に学び合うオンラインワークショップを試行的に実施しましたが、企業や市町等と連携して、男性の育児参画の「質の向上」を図っていく必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	2年度		3年度	4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
男性の育児休業取得率（育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性）（三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」）		8.1%	1.00	9.8%	10.4%	11.2%	13%
	7.6%	9.4%					
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数		120 企業・団体	0.70	140 企業・団体	160 企業・団体	180 企業・団体	200 企業・団体
	82 企業・団体	84 企業・団体					

モニタリング指標	現状値	最新値
男性の家事・育児時間（県） （総務省「社会生活基本調査」）	66分 (H28年)	同左

令和3年度の改善のポイントと取組方向

- 男性の育児参画をより一層推進するため、引き続き「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」事業などの「みえの育児男子プロジェクト」による普及啓発や情報発信、ネットワークづくりに取り組みます。
- 男性の育児参画への意識が高いNEXT親世代を対象に、そのモチベーションを将来親になる時まで保てるよう、市町等と連携して普及啓発に取り組みます。
- 「パートナーとともに育児」を促進するため、「みえのイクボス同盟」加盟企業や市町等と連携し、これから父親となる方を主な対象に、男性による育児参画のノウハウの習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けたプレパパ教室をモデル的に開催し、実践を通じてその必要性を発信するとともに、ワークショップ後も育児の悩みが相談できるコミュニティづくりの支援を行うなど、男性の育児参画の質の向上に向けた取組を行います。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援

5年後のめざす姿

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町や福祉、医療、保育・教育など関係機関との連携により途切れのない支援体制が構築されています。

医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、市町や福祉、医療、保健、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケアが提供できる福祉施設や医療機関等が拡充することにより、支援が適切に提供されています。

主な取組内容	<p><発達支援が必要な子どもへの支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町の取組支援【子ども・福祉部】 ②発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進【子ども・福祉部】 ③発達障がい児の早期診療を可能とする体制整備【子ども・福祉部】 ④特別支援学校のセンター的機能による地域支援【教育委員会】 <p><医療的ケアが必要な子どもへの支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療従事者や介護職員等のスキルアップに係る支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【教育委員会】 ②コーディネーター（相談支援専門員等）の養成【子ども・福祉部】 ③地域ネットワーク支援およびスーパーバイズ機能の構築・推進【子ども・福祉部】 ④福祉施設での受入に係る支援【子ども・福祉部】 ⑤地域での受入体制づくりの促進【子ども・福祉部】 ⑥相談体制の整備【子ども・福祉部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	 (進んだ)	判断理由	重点目標の全項目で目標を達成したことから左のとおり判断しました。
----------	---	------	----------------------------------

【※進展度：  (進んだ)、 (ある程度進んだ)、 (あまり進まなかった)、 (進まなかった)】

令和2年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

<発達支援が必要な子どもへの支援>

- 県立子ども心身発達医療センターにおいて、地域における支援体制を強化するため、地域の小児科医等を対象に発達障がいに関する連続講座を開催しました（5回開催）。
- 地域の医療機関や市町の相談支援窓口、児童発達支援事業所などによるネットワークの構築を支援するため、「発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業」を推進し、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組みました。
- 途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合支援窓口との連携や専門的な人材育成を行うとともに、「CLMと個別指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入に取り組みました。引き続き、地域の医療・福祉機関等との連携を深めるとともに、支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、同計画の導入を促進する必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

- 特別支援学校のセンター的機能として、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成について、小・中・高等学校等の教員に対して助言などを行いました。かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携して発達障がい支援に関する研修（3回）を実施しました。また、通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座（8回）を実施し、子どもたちへの指導と支援について理解を深めました。特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍する可能性があることや、通級に

よる指導を担当する、経験の浅い教員の指導と支援の専門性の向上を図る必要があることから、教員の指導の実践力に応じた研修会を開催するなど、発達障がい支援に係る専門性の向上を図る必要があります。

- 伊勢まなび高校での教育課程に位置付けた通級による指導では、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と職種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などの取組を進めてきました。他の高校にも発達障がい等特別な支援を必要とする生徒が在籍することから、通級による指導を拡大していく必要があります。

【以上、教育委員会】

<医療的ケアが必要な子どもへの支援>

- 三重大学医学部附属病院が実施する医療従事者等を対象とした研修事業に対して補助を行うなど、小児在宅医療に関わる人材の育成に取り組みました。今後も引き続き、小児在宅医療を推進するための多職種による連携体制の整備や、人材育成等の取組を促進する必要があります。

【医療保健部】

- 医療的ケアが必要な子どもにかかる4つの地域ネットワークへの側面的支援を行うとともに、医療・福祉等関連分野の支援を総合調整する医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員等）の養成、障害福祉サービス等事業所での医療的ケアのスタートアップ（スキルアップ）および地域ネットワークの機能強化（支援者からの相談に応じ地域づくりも支援するスーパーバイズ機能の構築・推進）を目的とした研修会を、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しWeb会議により開催するなど、医療的ケアが必要な子どもの地域における受け皿の拡充に取り組みました。
- 障害福祉サービス等事業所への医療機器等購入費や喀痰吸引研修受講費の補助により、医療的ケアが必要な子どもの地域における受け皿の拡充に取り組みました。
- 医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域において安心して暮らしていく上で、訪問診療を行う医師や訪問看護ステーションなどの医療資源、医療的ケアを提供できる障害福祉サービス事業所の不足が依然として課題となっています。特に、人工呼吸器管理が必要な子どもに対して医療的ケアを提供できる医療型障害児入所施設や短期入所事業所等の障害福祉サービス等事業所が不足しており、医療的ケアが必要な子どもが地域生活を行う上で必要な支援が充分ではないという課題が残されています。
- 高度な医療的ケア（人工呼吸器、気管切開）が必要な子どもは、日常のケアに手指消毒用エタノール等が必要ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い手指消毒用エタノール等の入手が困難な状況が生じたため、高度な医療的ケアが必要な子どもがいる家庭に対する手指消毒用エタノール等の優先供給（各家庭へ配付）に取り組みました（令和2年8月以降は厚生労働省の手指消毒用エタノール購入専用サイトでの有償購入に移行して対応しました）。

【以上、子ども・福祉部】

- 医療的ケアを実施する教員と看護師免許を有する常勤講師（以下、「看護師職員」）が、必要な知識と技能を身につけられるよう、医療的ケアガイドラインを活用するとともに、スキルアップ研修会（2回）の実施や研修ビデオの活用を進めました。また、看護師職員が指導医等から直接の指導・援助を受けることで、安全で安心な医療的ケアの実施や、保護者の付き添い期間が短縮されるなどの保護者の負担軽減につながりました。看護師職員しかできない人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが増加していることから、引き続き、安全に学校生活を送るための校内支援体制の整備を進める必要があります。

【教育委員会】

重点目標	元年度	2年度		3年度	4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合（県）		58.5%	1.00	61.0%	64.0%	67.5%	67.5%
	57.4%	59.4%					
医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数（累計）		91人	1.00	111人	131人	151人	171人
	71人	107人					

モニタリング指標	現状値	最新値
「CLMと個別の指導計画」を管内の保育所・幼稚園等のうち50%以上導入している市町数（県）	22市町 （H30年度）	25市町 （R2年度）
5歳児健診を実施する市町数	7市町 （R元年度）	7市町 （R2年度）
在宅での医療的ケア児の数（20歳未満）（県）	241人 （H30年度）	252人 （R2年度）

令和3年度の改善のポイントと取組方向

<発達支援が必要な子どもへの支援>

- 県立子ども心身発達医療センターを子どもの発達支援の拠点として、引き続き、専門性の高い医療、福祉サービスを提供します。また、地域における支援体制の構築に向けて、市町における専門人材の育成支援の充実に取り組むなど、地域の関係機関との連携強化を進めます。さらに、初診申し込みの際のアセスメントの強化や、地域の小児科医等を対象とした発達障がい児の診察に関する実践的な研修を行うことにより、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。
- 途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の改良に取り組むとともに、研修や普及啓発事業等を実施し、幼稚園・認定こども園・保育所への導入をさらに促進します。

【以上、子ども・福祉部】

- 小学校・中学校・高等学校の教員の特別支援教育に関する専門性向上をめざして、各特別支援学校のセンター的機能による教員への助言等を進めるとともに、小学校・中学校・高等学校の通級指導担当教員等のニーズに応じた研修会等の取組を進めます。
- 伊勢まなび高校の通級による指導の実践事例をもとに、新たに通級による指導を実施するみえ夢学園高校において、生徒・保護者への説明や受講生の決定、教育課程の編成、教員研修等に取り組めます。

【以上、教育委員会】

<医療的ケアが必要な子どもへの支援>

- 保健・医療・福祉・教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制やレスパイト体制を構築する取組を支援するとともに、小児の在宅医療に

対応できる訪問看護師等の医療従事者や支援の窓口となるコーディネーター、医療と療育・教育をつなぐ人材の育成に取り組みます。

【医療保健部】

- 医療的ケアが必要な子どもが、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、4つの地域ネットワークを中心にして、市町や福祉、医療、保健、保育、教育など関連分野の関係者が連携し、切れ目のない医療・福祉サービスを提供することが重要です。4つの地域ネットワークにおいて令和3年度から順次運用開始予定であるスーパーバイズ機能のフォローアップや活動支援に取り組み、地域における医療資源や障害福祉サービス事業所などの拡充をめざした地域ネットワークによる「地域づくり」を側面的に支援することにより、医療的ケアが必要な子どもの地域における受け皿を拡充していきます。
- 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて研修等の開催形式を検討しながら、医療的ケア児・者コーディネーター養成研修や障害福祉サービス等事業所での医療的ケアのスタートアップ（スキルアップ）研修を実施し、地域において医療的ケアが必要な子どもを支援できる人材の育成等に引き続き取り組みます。
- 医療機器等購入費や喀痰吸引研修受講費の補助により、医療的ケアが必要な子どもの地域における受け皿の拡充に引き続き取り組みます。
- 乳児院に医療機関等連絡調整員を配置し、医療機関との連携強化を図り、医療的ケアの必要な児童の円滑な受け入れを促進します。

【以上、子ども・福祉部】

- 医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、保護者、看護師職員、教員の連携・協力のもとに安全に実施します。また、指導医・指導看護師が特別支援学校を巡回することにより、校内のサポート体制構築や看護師職員の不安軽減を図るとともに、常勤講師だけでなく、学校に勤務する看護師を任用します。小中学校も含め学校に勤務する看護師の医療的ケアに関する専門性の向上を図るため、研修会や情報交換会を実施します。

【教育委員会】

重点的な取組 11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

5年後のめざす姿

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させています。

主な取組内容	①働き方改革や健康経営の推進【医療保健部】【雇用経済部】 ②女性の就労支援【雇用経済部】 ③職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】 ④ハラスメントのない職場づくり【環境生活部】【雇用経済部】
--------	--

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	重点目標を達成したほか、主な取組が概ね進展していることから、左のとおり判断しました。
----------	---------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😐 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😡 (進まなかった)】

令和2年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けて「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を実施し、57社を登録、うち4社を表彰するとともに、それらの優れた取組事例を広く紹介しました。今後も、より多くの企業・業種から申請がなされるよう、申請の少ない業種への企業訪問など制度のさらなる周知啓発が必要です。

また、働き方改革をさらに進めるため、働き方改革に意欲的な中小企業10社にアドバイザーを派遣して、労働環境の改善や生産性の向上などの課題解決を図るとともに、その取組事例を県内に広く展開させるため、取組成果共有会を開催しました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける状況下において、時間や、場所にとられない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、テレワークに関する相談窓口を設置するとともに、必要に応じて導入を検討している県内中小企業11社に対し、アドバイザーの派遣を行いました。

引き続き、県内で広く「働き方改革」が進むよう取り組むとともに、労働力不足が深刻な業種や規模の小さい企業を対象に、課題解決に向けたさらなる取組が必要です。

○働く意欲のある女性が、希望する形で就労することができるよう、オンラインを活用したスキルアップ研修（計406名参加）等を実施し、女性の再就職を支援しました。引き続き、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に、就労継続の意識啓発を進めていく必要があります。

○三重県労働相談室において、ハラスメントを含む様々な労働相談に対応するため、関係機関と連携しながら、的確な対応に努めました。

【以上、雇用経済部】

○多くの県民の皆さんが一日の大半を過ごす職場での健康づくりが重要であることから、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度を創設し、127企業を認定しました。また、認定企業のうち、18企業に健康経営を加速させる取組に対する「三重とこわか健康経営促進補助金」を活用していただくとともに、特に優れた健康経営を実践している6企業を「三重とこわか健康経営大賞」として表彰しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活習慣が変化し、心身への影響が見られる一方で、健康への関心が高まるとともに、重症化予防や健康づくりの重要性が再認識されてい

ることをふまえ、社会全体で「新しい日常」に対応した健康づくりに取り組んでいく必要があります。

【医療保健部】

- 県内企業・団体等に対し、「女性の活躍推進三重県会議」への加入や取組宣言の実施について働きかけを行ったところ、令和3年3月末時点の会員数は526件、自主取組宣言数は165件となり、また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出状況（努力義務分）は令和2年12月末時点で363件（全国4位）となっています。引き続き、女性の活躍推進に賛同いただける企業等の三重県会議への加入促進を行い、女性の活躍推進の気運をさらに高めていく必要があります。
- 「みえの輝く女子フォーラム2021」を開催し、リーダー層や男性の意識改革を促す講演会を開催しました。また、「仕組み」を変えることで「行動」が変わり、女性の活躍につながった事例を表彰する「チェンジ・デザイン・アワード2021」や、県内で働く女性がロールモデルや女性リーダー育成講座「みえたま塾」修了生と交流する「働く女性のネットワーク交流会」を開催し、自身のキャリアビジョン等について考えるとともに、異業種の方とのネットワークの構築の場を提供しました。さらに、新たに、常時雇用労働者数100人以下の企業等を対象に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援に取り組み、12社の計画策定につながりました。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町・企業・団体等に出向き講演する「フレンテトーク」により、男性中心型労働慣行の見直しやハラスメント防止の取組を支援しました。

【以上、環境生活部】

重点目標	元年度	2年度		3年度	4年度	5年度	6年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合 (三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」)		78.9%	1.00	79.9%	80.9%	81.4%	83.6%
	77.9%	80.7%					

モニタリング指標	現状値	最新値
女性が結婚・出産した場合の働き方について、「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける（キャリアを継続する）方がよい」と考える人の割合 (三重県「e-モニター調査」)	59.3% (H30年度)	60.1% (R2年度)

令和3年度の改善のポイントと取組方向

- 誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方の実現に向けて取組を進める中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、働き方が大きく変わりつつあります。企業の規模、業種にかかわらず働き方を見直すとともに、健康経営の視点も入れながら、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進め、働き方改革を県内に広く普及していきます。さらに、時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、引き続き県内企業への働きかけや支援を行うとともに、企業、

経済団体、労働団体、行政など関係団体が一体となって県全体へのテレワークの浸透を図ります。

○働く意欲のある女性が、希望する形で就労することができるよう、引き続き、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に仕事と家庭の両立に関する講座の開催等により、就労継続の意識啓発を進めていきます。

○相談内容が年々複雑・多様化する中で、ハラスメントを含む様々な労働相談に対応するため、引き続き労働相談室において関係機関と連携しながら、的確な対応に努めます。

【以上、雇用経済部】

○新型コロナウイルス感染症がさまざまな影響を与える一方で、健康への関心が高まるとともに、重症化予防や健康づくりの重要性が再認識されていることをふまえ、DX（デジタルトランスフォーメーション）を取り入れながら、「新しい日常」に対応した健康づくりを推進します。

【医療保健部】

○女性が活躍できる環境整備に向けて、企業等を対象とした講演会を開催するとともに、「チェンジ・デザイン・アワード」を実施し、県内企業等の優良取組事例の顕彰と発信を行い、女性活躍の取組の水平展開を図ります。また、県内中小企業等における一般事業主行動計画策定等の支援に取り組みます。

○ワーク・ライフ・バランスやハラスメントの防止などさまざまなテーマを通して男女共同参画を考える「フレンテトーク」を実施し、誰もが安心して働き続けられる職場環境づくりを支援していきます。

【以上、環境生活部】